

スリランカ 2014年 人権報告

概要

スリランカは、立憲政体で多政党の共和国である。2010年に、マヒンダ・ラージャパクサ (Mahinda Rajapaksa) 大統領は再選を果たし6年の任期に就いた。2010年に選出された議会は、大統領と共に憲法上の権限を共有している。議席はラージャパクサ大統領の親族によって独占された。ラージャパクサ大統領の2人の兄弟が防衛相及び経済開発相として内閣の要職に就き、3番目の弟が議会の広報官に就任した。息子を含め、ラージャパクサ大統領の他の親族の多くも、政治及び外交の要職に就いた。独立した監視団は、大統領選挙、議会選挙及び地方選挙を概ね問題があると特徴付けた。2010年に行われた選挙は不正が見られ、全ての主要政党で選挙法違反、特に、国家資金を使った与党連立の優位性の確保が顕著であった。当局は治安部隊に対する実効支配を維持した。

2014年を通じて報告された主な人権問題には、政府との癒着が疑われる個人による市民団体活動家、ジャーナリスト及びタミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Eelam) (LTTE) のシンパとみなされる個人に対する攻撃及び嫌がらせ、警察及び治安部隊による非自発的な失踪、恣意的な逮捕と拘留、拷問、被拘留者の虐待及び他の形態の性暴力及びジェンダー暴力の他、様々な人権侵害に対する蔓延する刑事免責があった。非自発的な失踪及び違法処刑は内戦直後と比べて減少傾向にあったが、報道機関、非政府組織 (NGO) 及び政府の批判者に対する政府支持者の嫌がらせ、脅迫及び攻撃が広い範囲で発生したことで、ジャーナリスト間に恐怖と自己検閲の風潮が広まり、加害者の訴追がほぼ行われなかったために民主主義活動が減退した。

他の重大な人権問題には、主にタミル人地域で発生することが多かった、治安部隊及び政府と同盟関係にある準軍事組織による違法処刑、刑務所の劣悪な状況及び正当な手続きの欠如など

があった。被告は多くが、長期間にわたって未決拘留され、膨大な未決事案によって司法制度は損なわれた。司法の独立の弱体化を図る政府の協調運動と同様に、公正な公判の否定は依然として問題であった。政府は民間人のプライバシーの権利を侵害した。言論の自由、報道の自由、平和的集会、結社及び運動の自由は制限された。当局は政府に批判的なジャーナリストに嫌がらせを行い、多くの大手報道機関を支配下に置いた。政府は一部のニュースウェブサイトの検閲を行った。民間人は概ね、国内のほぼ全域を移動できたが、北部には警察及び軍の検問所が相次いで設置され、事実上の高度警戒地域(high-security zone)及び他の複数の地域は依然として立入り禁止区域であった。国内避難民(IDP)の権利の無視は深刻な問題で、IDPは定住場所を自由に選べるとは限らない。大統領は憲法上の権限を行使して、司法、警察及び人権問題を監視する政府機関の任命権を維持した。政府の透明性の欠如及び蔓延する政府内の汚職は深刻な懸念事項であった。児童虐待及び人身売買と同様に、女性に対する性的暴力及び差別も問題であった。障害者及び少数民族のタミル人に対する差別が相次いで発生し、人権侵害被害者に占める割合はタミル人が圧倒的に多かった。少数宗派、特にイスラム教徒及び福音主義キリスト教徒に対する差別及び攻撃は増え続けた。性的指向に基づく差別が相次いで発生した。労働者の権利の制限及び児童労働も依然として問題であった。

与党連合と結び付きがある政府関係者は、極めて頻繁に刑事免責の恩恵を被った。政府が訴追した人権侵害に関与した政府及び軍関係者はごく少数で、2009年に終結した内戦中に起こった国際人道法及び国際人権法の違反で責任を問われた関係者はいなかった。

政府を支持する準軍事組織の仲間とされる者による民間人の殺害、誘拐、拉致及び脅迫が複数発生した。準軍事組織と政府の治安部隊と緊密な底辺での結び付きが絶えず報告された。仏教徒集団のボドゥ・バラ・セナ(Bodu Bala Sena)(BBS)による人権侵害事件が多数発生した。BBSの過激派仏教徒は民間人及び少数宗派の信徒に攻撃及び虐待行為を行い、その財産を焼き払った。BBSが起こした暴動で少なくとも3人が死亡した。

第1節 個人の権利の尊重、以下の不利益からの自由など:

a. 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

複数の報告によれば、政府又は政府機関は、恣意的又は法に基づかない処刑を行った。過去の苦情申立て者は殺害され、家族の多くは苦情を申し立てた場合に起こり得る報復を恐れたため、かかる処刑に関する信頼できる統計データの入手は困難であった。

超法規的処刑の発生件数全体は昨年と比べて増加しなかったが、政府関係者による民間人の殺害及び暴行は問題の1つであった。

2014年を通じて、警察の容疑の疑わしい勾留中の被疑者死亡に関する報告が多数浮上した。ある政府関係者によれば、2012年からこれまでに警察の勾留中の死亡事件が68件発生した。2014年10月の報道記事は、2013年7月以降に発生した警察の勾留中の事件11件で死亡した12人を列挙した。2014年3月11日に、秘密組織の構成員とされる Paalan-kada Heen Mallian が、ラトゥナプラ県(Ratnapura)で実業家を殺害した件で逮捕され、その後警察の勾留中に死亡した。5月18日には、Tharuka Nilanがクルネーガラ県(Kurunegala)警察の警察官殺害で逮捕後、勾留中に死亡する事件が発生した。9月5日には、アサーウージリヤ(Athugiriya)病院付近の拘置所から隙を見て脱走した麻薬売人容疑者の Lalitha Kushalya (別称 Kudu Lalitha)が警察に射殺された。9月28日には、殺人3件を含む複数の犯罪で指名手配されていた Hiran Darshana (別称 Kalu Chooty)が拘置所から脱走を企て、警察に射殺された。かかる被疑者の死亡に対する警察の説明はたいいてい、同じような詳細-警察を武器の隠し場所とされる場所に案内した後、被疑者が死亡する結果になった火器又は手榴弾の爆発事件の被疑者については特にそうであった-であったため、監視団は信頼性に疑問を抱いた。

スリランカ弁護士会(Bar Association of Sri Lanka) (BASL)の法の支配常任委員会(Standing Committee on Rule of Law)は2013年12月に、勾留中の死亡に関する公式声明を出し、その中で「犯罪行為で告発された全ての個人は、法に従って審理を受ける権利を有し、警察はいか

なる重罪であっても犯罪で告発された個人の審理及び処罰を行ってはならない」と述べた。BASL は、かかる行動は、警察の司法権侵害に当たり、法の下に裁かれるべきだと述べた。この声明では、かかる事件の「多く」は、厄介な「超法規的処刑」という形態で、「これに対する警察の説明は…いつも同じである」とも述べられた。BASL は、事件の調査を行う特別委員会の創設を求めたが、当局はそれに向けた措置を一切実施せず、2014 年末の時点で、捜査結果は一件も公表されなかった。

2014 年 4 月 11 日に、防衛省 (Ministry of Defense) は、政府軍がバブニヤ県 (Vavuniya District) の Nedunkerny にある密林で LTTE 諜報員 3 人を殺害したと公表した。声明によれば、政府軍兵士は Selvanayagam Kajeepan (別称 Gobi)、Sundaralingam Kajeepan (別称 Thevihan) 及び 3 人目の男性と見られる Navaratnam Navaneethan (別称 Appan) を殺害した。政府軍の包囲網から脱走しようとしたためだということであった。この殺害事件は、キルノッチ県 (Kilinochchi District) パライ (Pallai) で LTTE 系と見られるピラが掲示されたのを受けて男性 3 人の追跡が開始されてから 5 週間後に発生した (第 1 節 d を参照)。政府は、罪状に対する被疑者の有罪又は無罪に関する証拠を提示せず、被疑者死亡の捜査結果も公表しなかった。

2013 年又はそれ以前に発生した、政府機関による恣意的又は法に基づかない処刑の多数の事案に関する新しい情報はほとんど入手できなかった。当局は 2013 年 6 月に、2013 年 5 月に発生した実業家 Mohamed Shiyam の殺害事件について、西部州 (Western Province) 北部の警察の副警視総監 バース・グナワルデナ (Vaas Gunawardena) を逮捕した。その後の調査及び報告によれば、グナワルデナは、在任中に刑事免責を受けた殺人を含む複数の犯罪責任を問われている。2014 年末時点で、グナワルデナは再拘留中であり、罪状の多くが未決状態であった。

2013 年 8 月に、ウェリウェリヤ市内で、近隣の工場による地元の水道水汚染に抗議して幹線道路を封鎖した 4,000 人規模の抗議デモで、対応に当たった政府軍によって、3 人が死亡し、他多数が負傷した。抗議集団が解散を拒絶すると、軍はデモ集団に実弾を発砲した。抗議運動の発生時にバスを待っていた犠牲者の 1 人は、難を避けた見られる教会内で頭部に鈍器損傷を

受けて死亡した。軍は、事件の捜査を開始し、伝えられるところによれば、捜査結果が出るまで、当局者 4 人を職務停止にした。国連人権委員(Human Rights Commissioner)Prathiba Mahanamahewa は 2014 年 5 月に、スリランカ人権委員会(Human Rights Commission of Sri Lanka) (HRCSL) は事件の調査を完了し、報告書を軍に提出すると述べた。複数の報道によれば、HRCSL の報告書は、今後同様の事件を起こさないためには、警察は職務を怠慢してはならず、軍は権限を越えてはならず、警察と軍の協力を強化する必要があると結論した。2014 年 5 月の報道では、軍の事件調査は継続中であり、政府が殺人現場にいた軍司令官をデシャプリア・グナワルデナ(Deshapriya Gunawardena)准将を、在トルコ国防担当大使館員であると公に避難していたことも伝えられた。2014 年末時点で、政府は HRCSL の報告を公表せず、当局は政府の調査結果を公表しなかった。

最高裁判所は 2013 年 10 月に、公営刑務所の包囲攻撃時に受けた怪我が原因で 2012 年に死亡した Ganesan Nimalaruban 囚の家族が起こした基本的権利侵害訴訟を棄却した。この作戦では、複数名の看守と在監者 26 人が負傷した。国民の権利擁護活動家の主張によれば、刑務所当局はこの包囲攻撃時及び攻撃後に在監者に暴行を行った。Nimalaruban の父親が起こした基本的権利侵害訴訟を棄却する際に、Mohan Peiris 裁判長は、子どもをテロリストに育てたとして苦情申立者を厳しく叱責した。政府は 2014 年 10 月に、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR) の人権委員会に、事件の調査は、「特定個人に犯罪責任を負わせるだけの十分な物証を示すものではない」と通知した。

コロombo高等裁判所(Colombo High Court)は 2014 年 7 月 18 日に、休暇でタンガラに滞在していた赤十字国際委員会(International Committee of the Red Cross) (ICRC) のイギリス人職員 Khuram Shaikh Zaman の 2011 年の殺人について、元タンガラ(Tangalle)評議会議長 Sampath Chandra Pushpa Vidanapathirana を含む男 4 人に、重労働を含む禁固 20 年を言い渡した。加害者はこの事件で、Shaikh の恋人にも殴る刺すの暴行を加えた末に強姦した。政府との癒着が疑われる秘密組織構成員 Geeganage Amarasiri、別称 Julampitiye Amare は、2012 年の選挙運動集会での野党スリランカ人民解放戦線(Janatha Vimukthi Peramuna)の支持者 2 人の殺人

について、2014 年末時点で、タンガラ高等裁判所で殺人罪の嫌疑で審理を受けていた。しかし、モナラーガラ (Monaragala) 高等裁判所は 2014 年 12 月 1 日に、Amarasiri に違法集会罪、暴行罪及び財産損壊罪で 28 年以上の禁固刑を言い渡した。

イーラム人民民主党 (Eelam People's Democratic Party) (EPDP) 及び政府の治安部隊等の政府系準軍事組織間の緊密な結び付きが絶えず報告された。上記の組織は内戦期間中、たいていは治安部隊と連携して複数の軍事機能を果たしたが、内戦後の環境では、領土及び収入源の確保を追求するにつれて、次第に犯罪集団の特徴を帯びるようになった。イングランド・ウェールズ人権侵害防止委員会 (Bar Human Rights Committee of England and Wales) 及び International Truth and Justice Project の国連専門家委員ヤスミン・ソーカ (Yasmin Sooka) の 2014 年 3 月の報告書、*終わらない内戦：スリランカで発生した拷問と性的暴力 2009-2014* は、内戦終結以降にイギリスに亡命したスリランカ人 40 人から得た、治安部隊から拷問及び性的虐待を受けたとする主張の証拠を提示した。同報告書によれば、EPDP 及びカルナ派 (Karuna group) 構成員は、治安部隊の諜報員の集会に協力し、そこで、内戦終結後 5 年間にわたる LTTE との関係で告発されたタミル人の拷問及び身体的及び性的虐待を行った。同報告書によれば、EPDP の構成員はたいてい、政府と被害者家族の間に入り、金銭と引き換えに拷問被害者の解放を斡旋した。

ダグラス・デワナンダ (Douglas Devananda) 伝統産業・小企業開発相 (Minister of Traditional Industries and Small Enterprise Development) を党首とする EPDP が、タミル人が多数派を占めるジャフナ県 (Jaffna) 北部の民間人に対する脅迫、恐喝、汚職及び暴力行為に関与した事実が絶えず報告された。2014 年を通じた報告は特に、EPDP 構成員が、政府の評判を貶める可能性がある人権侵害事案に携わった対立するタミル人政治家又はコミュニティへの脅迫行為に果たした役割に焦点が当てられた。2013 年 11 月には、EPDP 党員及びデルフト島 (Delft island) の現地評議長 Daniel Rexian が自宅で殺害された。当初の報告は、死因を自殺と指摘したが、その後の捜査で、死因は自傷行為によらない頭部の銃創であることが明らかになった。当局は 2013 年 12 月に、EPDP の対立政党幹部 K. Kamalendran 及び新たに選出さ

れた北部州議会(Northern Provincial Council)の議員を、Rexianの妻Anitaと共にケイツ(Kayts)治安判事裁判所に出廷させ、Rexianの殺人容疑で告発した。EPDPは2014年1月に、Kamalendranを停職処分にし、4月に、Kamalendranの刑事訴訟が終了するまでS. ThavarasaがKamalendranを引き継ぐことを発表した。裁判所は2014年9月にKamalendranの保釈を認め、訴訟が終結するまでジャフナ県への立入り及び出国を禁じる裁決を下した。年末の時点で、Kamalendranは依然として保釈中であった。

政府と強硬派国粋主義者仏教徒集団、特にBBSとの結びつきが絶えず報告された。2014年6月には、6月12日に起こった仏教徒とイスラム教徒の少年の口論から、西部州のアラスガマ(Aluthgama)、ベールワラ(Beruwela)及びダーガ・タウン(Dharga Town)で大規模な暴動が発生した。口論の原因は依然として意見が分かれているが、この事件後に、BBSに加盟する仏教徒に扇動された、シンハラ人仏教徒が多数を占める群衆によるイスラム教徒の住宅及び礼拝所に対する一連の攻撃が発生した。2014年6月15日のアルトゥガマ大会で、BBSのGalagoda-Atte Gnanasara Thera事務局長は、シンハラ人以外がシンハラ人に接触したら、それで終わりだ」と述べた。3つの都市から拡大したこの暴動で、少なくとも3人が死亡し、他多数が負傷した。当局はこの武力抗争の被害地域に警察官及び警察機動隊(STF)員を出動させたが、目撃者によれば、群衆が建物を破壊し、人を攻撃するのを見ていたということである。伝えられるところによれば、当局はこの攻撃に関連して60人以上を拘禁したということだが、2014年末時点で、この攻撃への参加に因る被勾留者の有無は不明であった。複数の報告によれば、この攻撃への参加で責任を問われた加害者はいなかった。この攻撃が発生した時に海外にいたラージャパクサ大統領は、2014年6月18日に現場を訪れた。大統領は訪問した際に、「公平な調査を行う」よう閣僚に伝えた。年末時点で、政府は調査結果を一切公表しなかった。

最終段階で、重大な国際人道法及び国際人権法違反の証拠が相次いで確認されたが、政府は、政府軍職員がかかる事案に関与したことを示す信頼できる主張を認めなかった。

イギリスのチャンネル4(Channel 4)は2009年に、内戦終結時の出来事に関する報告を放映し

た。これを受けてインターネット上で、政府軍が超法規的処刑等の人権侵害を行った生々しい証拠を示す意図だったとされる、詳細に及ぶドキュメンタリー番組—スリランカの処刑場(*Sri Lanka's Killing Fields*)(2011)及び交戦地帯なし(*No Fire Zone*)(2013)—が公表された。陸軍司令官 Jagath Jayasuriya は2012年に、軍事法廷調査団(court of inquiry)(COI)と呼ばれる5人構成の「第1回事実確認調査団」を任命した。目的は、チャンネル4のビデオ映像を調査することであった。防衛省は2013年2月にウェブサイト上で、COIの結論を公表した。それによれば、LTTEは、民間人を人間の盾として利用し、民間人に重火器を斡旋し、子ども及び高齢者を含む民間人を徴兵する行為により、国際人権法に違反したが責任を問われなかった。これに対し、政府軍は、ラージャパクサ大統領の「民間人犠牲者なし」命令を実行し、統制の充実した軍として行動し、国際人権法を全面的に遵守した。Jayasuriya 司令官はこの公表の中で、COIはLTTE戦闘員の簡易処刑に対するチャンネル4の主張を調査していく意向だと述べた。ヤスミン・ソーカは2013年4月に、軍のCOIの調査結果報告書は「信憑性がない」と述べ、多数の監視団に独立した調査を繰り返し要求した。政府はCOIの調査結果を公表する意欲を表明したにもかかわらず、2014年10月に、調査結果の土台となるCOIの報告書及び情報は極秘事項であり、「公表できない」と述べた。

政府は2013年7月に、2006年にトリンコマリー県(Trincomalee)内の海岸で発生したタミル人高校生5人の殺人事件で2009年に釈放した被疑者13人のうち12人を再逮捕した。被疑者には、殺人事件時にトリンコマリー県警捜査官であった警視補(superintendent of police)も含まれた。この事案を担当した判事はその後、被疑者を保釈し、被疑者についての証言を行う予定の証人を脅迫しないよう指示した。政府は2014年10月に、当該事案の証人の証言を年末まで録取し、当時海外にいた証人8人から証言を得る意向だと述べた。このうち2人は、刑事捜査局(Criminal Investigation Department)(CID)の捜査員が居場所を探しあてた攻撃の生存者であった。国外の証人は、映像を通じて海外から証言する意思を示したが、安全上の懸念を理由に、そのために帰国する意思は示さなかった。政府は海外の少数派から証言を得るために映像をつなぐことを許可したが、他の事案を組み込むことは拒否した。当局は次回の法廷証人喚問日を2015年1月に設定した。

政府は、フランスの NGO、アクション・アゲインスト・ハンガー (Action against Hunger) (ACF) の現地職員 17 人がムトゥールで殺害された 2006 年の事件を含め、2006 年の大統領下の事実調査委員会 (Presidential Commission of Inquiry) が調査を手掛けた重大事案の有意な調査を行わなかった。国際停戦監視団体であるスリランカ停戦監視団 (Sri Lanka Monitoring Mission) は、ACF 職員の殺害後に声明を発表し、その最後で「治安部隊以外に、この行為を陰で操れた武装集団はいるはずがない」と述べた。政府は 2009 年に、公式な報告書を交付せずに 2006 年の大統領下の事実調査委員会を解散した。しかし、複数の報告によれば、同委員会は、職員を危険な場所にいさせたとして ACF を非難すると共に、政府の全ての治安部隊をこの殺害への関与疑惑から免れさせたということである。ACF は 2013 年 12 月にムトゥール: スリランカで起きた 17 人の支援職員暗殺の真実と題する報告書を公表し、殺害事件から 7 年が経過し、4 回にわたる公式調査が行われたが結論に到達しなかったと述べた上で、この事案を調査及び審理する政府の能力に疑問を投じた。報告書はこの殺害を、「人道団体職員にこれまで起こった中で最も残忍な戦争犯罪の 1 つ」と呼び、最後に、ACF の犠牲者は「スリランカの治安部隊によって暗殺されたのであり、この犯罪者達はスリランカ幹部当局によって隠蔽されたに違いない」と述べた。法務省検察局長は 2014 年 9 月に、調査に悲観的な見解を表明し、「この事件に関する証拠を集めるのは極めて難しかった」と述べた。また「この事件は内戦が激化した状況下で起こったため、目撃者が見つからなかった」とした上で、「発生した時点で、一般市民はこの地域から退去していた」と付け加えた。

国連人権理事会 (UNHRC) は 2014 年 3 月に、「スリランカにおける和解、説明責任及び人権」促進に向けた決議を 25 対 1 で可決し、過去の教訓・和解委員会 (Lessons Learnt and Reconciliation Commission) (LLRC) が扱った期間における両当事者による重大な人権侵害及び関連する犯罪疑惑の包括的な調査を開始すると共に、かかる人権侵害疑惑及び犯罪の事実及び状況を、刑事免責を回避し、説明責任を確保する視点から且つ、関連する専門家の支援及び人権理事会から委任を受けた特別手続き任務保持者を活用して立証するよう OHCHR に要請した (第 5 節を参照)。

b. 失踪

強制失踪及び非自発的失踪は依然として問題であった。2014年3月の報告書、*終わらない内戦：スリランカで発生した拷問と性的暴力 2009-2014* は、内戦終結後にイギリスに亡命したスリランカ人40人から得た、治安部隊が行った拷問及び性的虐待についての証拠を提示した。どの被害者も、当局に拉致され、拘禁及び虐待を受けたということである。32人は白いバンに、8人はジープ又は他の車両に拉致された。拉致事件の半数以上が2013年又は2014年に発生している。政府は2014年10月に、失踪に白いバンが使われたことを「感情を逆なでる主張」と呼び、2009年から2014年にかけて白いバンを使った拉致事件が21件記録されており、被害者の17人が家族の元に戻ったと主張した。

このような失踪に関する公式の統計データはなく、かかる事件を報告することに対する民間人の少なからぬ恐怖によって、信頼できる説明は入手できなかった。完全ではないが、2013年3月から10月までの複数の一般報道に関する調査結果によれば、12件の事件で少なくとも17人が拉致され、この多くはコロンボ又は北部又は東部州で発生した。伝えられるところによれば、拉致被害者の中には、実業家や政党活動家が含まれ、家族全員という事例もあった。拉致事件とされる被害者は圧倒的にタミル人が多かった。

アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)(AI)も2013年5月の報告書の中で、2012年には、強制失踪疑惑事件とされる事件が20件以上発生したと述べた。被害者には、政治活動家、実業家及び犯罪容疑者が含まれ、監視団が複数事件における政府又は政府軍の関与を疑う結果になった。

強制・非自発的失踪に関する国連作業部会(UN Working Group on Enforced and Involuntary Disappearances)(WGEID)は国連総会に対する2014年8月4日の報告書の中で、強制・非自発的失踪の未解決事件は2012年末時点で、5,676件から5,731件に増加したと述べた。UN

WGEID は 2012 年 12 月から 2014 年 3 月にかけて公式書簡を 4 通提出し、大半が北部州出身である人権擁護者の脅迫、威嚇及び逮捕疑惑に対応する「迅速な調査」を政府に求めた。WGEID は 2014 年 8 月の報告書の中で、政府は「苦情申立者、弁護士、証人及び調査担当者等の強制・非自発的失踪の調査関係者全員を、虐待、脅迫又は報復から保護するようにする」必要を政府に繰り返し訴えた。WGEID は 2013 年 10 月に、スリランカの公式訪問を求めた 2006 年の第 1 回要求に対する 5 回目の催促状を政府に交付した。政府は年末の時点で、この 8 年に及ぶ継続要請に応じていなかった。

ICRC は 2014 年 5 月に公表した 2013 年に関する年次報告書の中で、ICRC スリランカ支部が扱った失踪者事件は、2013 年 12 月現在で、女性 831 人及び未成年者 1,583 人を含む 16,137 件に上ると述べた。この人数には、ICRC が 1990 年以降に報告した事案が含まれる。ICRC は 2013 年に、新たに女性 20 人、未成年者 18 人を含む 95 件を受理し、55 人の追跡に成功した。

この数年間で発生した数千件に上る失踪事件に関する進展はほとんど見られなかった。政府は失踪の調査結果を公表せず、失踪関連事案の調査、告訴又は有罪判決に関する情報も公表しなかった。

ラージャパクサ大統領は 2013 年 8 月に、26 年間に及ぶ内戦で発生した失踪者事件の調査委員会を新設することを発表した。政府は元最高裁判所判事で LLRC の構成員である Maxwell Parakrama Paranagam を、この 3 人構成の委員会の長に任命し、半年の徹底調査を行った上で報告書を提出するよう指示した。大統領は 2014 年 2 月及び 8 月の 2 度にわたって、委員会の半年の任務を延長した。2014 年 12 月までに届け出られた 20,000 件を超える事案のうち、委員会が一般市民の証言を録取したのはわずか 1,440 件で、委員会の作業の進捗の遅れが懸念されるようになった。

監視団は委員会の作業に複数の問題点を特定した。これには、委員会の証人に対する脅迫(証言を録取した当日を含む)、証人が証言場所内外に移動する交通手段の軍による提供、一般市

民の証言録取における諜報関係者の出席(証人及び出席者の写真撮影等)、LTTEの有責性を過度に重視した委員会の尋問及び証人の補償、第一回審査で収集された証拠の質を損ねる証人の証言に対する不十分な又は誤った解釈などがあった。

政府は2014年7月15日に、官報を通じて、委員会の活動範囲を拡大し、内戦中に発生したとされる戦争犯罪疑惑の調査及び報告を組み込むことを伝えた。多くの監視団がOHCHRの調査に取り組む又はこれに代わる政府の努力とみなした新しい命令の下に、政府は失踪者委員会に、内戦時に起こった民間人の死因が、「武力紛争での標的を絞った軍事目標に対する相応の攻撃に起因する可能性、民間人死傷者が内戦の非意図的又は意図的結果である可能性の決定任務を委員会に与えた。委員会は、非国家主体であるLTTEがその軍事作戦の実施、民間人の人間の盾としての利用、児童兵の徴用及び自爆テロにおいて国際人権法の対象になるかどうか並びに、上記が国際人道法又は国際人権法違反になる可能性も決定するよう指示された。2014年11月の報道によれば、委員会は人権侵害の証拠を集める意向であり、かかる証拠の受け付け期限を12月31日に設定した。

同委員会の追加付託事項には、諮問委員会の任命も組み込まれた。これは国際法の専門家 Desmond de Silva、Geoffrey Nice 及び David Crane で構成され、委員の要請があり次第、助言を行うことを目的としたものである。2014年8月に Avdhash Kaushal と Ahmer Bilal Soofi が加わり、11月には Motoo Noguchi が6人目の委員になった。この諮問委員会の役割については、年末の時点でも混乱が生じていた。内閣広報官 Keheliya Rambukwella は2014年7月17日に、この委員会は単なる助言を与えるだけの存在であり、「何を行うか」は政府の裁量次第だと強調した。包括的な真実追求を求める人々は懸念を示し、この諮問委員会の役割は、重大な犯罪及び濫用に関する真実の立証を意図する公平且つ独立した機構に向けた、独立した信頼できる専門家助言者として機能することではなく、政府に法的保護を与えることとほぼ解釈されているようだと述べた。かかる懸念は、依頼者は政府であるため、提示する助言は全て機密扱いであるという諮問委員の発言によってさらに高まった。Crane 教授はある報道記者に、「どの開業弁護士もそうだが、私も法律顧問になるためにスリランカ政府から補償を受けてい

る。」と述べた上で、任務が増えた時点で委員会が届け出ていた 20,000 件近い失踪事案を委員会が調査できるかについての疑問は、この新規の任務を有効に果たす委員会の能力に対する疑問を提起したとした(第 1 節 b を参照)。2014 年 8 月 10 日に、マンナール県(Mannar)の Rayappu Joseph 僧正は、委員会の活動を公然と否定し、失踪者家族に正義を示す上で、委員会を「全く信頼できない」と述べた。委員会の裁定能力の欠如に対するこの意見は、タミル人の間で広く支持された。

政府は 2013 年 10 月に、委員会の活動の一環として、内戦中の死亡、失踪及び物的損害の目録を作成するための行方不明者に関する国勢調査を行う意向を発表した。この国勢調査は 2013 年 12 月に完了したが、市民団体は、パラメータにおける重大な構造的欠陥があるために、信憑性のある結果、特に、死亡者又は行方不明者に関する報告を近親者に限定するという制限を提供できない可能性があるとの懸念を示した。

2010 年の大統領選挙の直前に失踪したランカ E ニュース (*Lanka-e-news*) のジャーナリストで漫画家のパラギース・エケネログダ (Prageeth Ekneligoda) の事案に進展はなかった。2013 年 6 月に、Arundhika Fernando 議員は Ekneligoda とフランスで会ったと主張し、様々な新聞、雑誌及び電子メディア機関でこの主張を繰り返した。同氏によれば、友人でジャーナリストの Manjula Wediwardena から Ekneligoda を紹介されたということだが、Wediwardena はテレビの生放送で、フランスで Fernando に会ったことも Ekneligoda を紹介したこともないと否定した。Fernando は 2013 年 7 月にホマガマ治安判事裁判所 (Homagama Magistrate Court) で、2013 年 12 月には議会で同じ主張を繰り返した。2014 年 4 月の報道によれば、投資推進相 (Minister of Investment Promotion) Lakshman Yapa Abeywardena 及びランカ紙 (*Lanka*) の編集長 Priyantha Karunarathna は、出廷及び同紙で報じられた Ekneligoda 事案に関する 2012 年の同相供述についての証言を命じるホマガマ治安判事裁判所の命令に反して、法廷に現れなかった。2014 年末時点で、当該事案に関する追加情報は入手できなかった。

国連児童基金 (UN Children's Fund) (UNICEF) の 2014 年 4 月の報告によれば、2009 年の設立

以来、家族追跡班(Family Tracing Unit)が記録した追跡要請は2,504件にも上る。この要請のうち786件は子ども関係で、1,718件が成人に関するものだった。子どものうちおよそ102件は、後日病院の記録及び他の記録で名前と一致し、当局は追跡に向けて、この追跡、検証及び再統合を保護観察・児童養護委員(probation and child-care commissioner)に委ねた。

UNICEFの過去のデータによれば、失踪した子どもの57%は、LTTEに徴用された。UNICEFは引き続き、ジャフナ県、キリノッチ県、ムライッティープ県(Mullaitivu)、マンナール県(Mannar)及びバツィカロア県(Batticaloa)の保護観察部局と協力して、家族追跡班と同部局を統合した。

2013年12月に、国家給水・排水局(National Water Supply and Drainage Board)の作業員がマンナール県で大規模な遺体放置場を発見した。その後の調査で、政府が掘り起しを中止するまでに、白骨化した遺体が80体以上発見された。政府は、作業員が集団墓所を発見した地域は30年以上もの間支配権がなかったとし、LTTE又はインド平和維持部隊(Indian Peacekeeping Force)のいずれかの一方が殺人の実行者だと公然と批判し、後日、LTTEの処刑場だったと指摘した。地元住民は、被害者は、政府がこの地域の支配権をLTTEから奪還した時の軍事措置の犠牲になったと考えている。捜査官によれば、処刑場で発見された頭蓋骨の一部には弾痕があり、一部の被害者は手を後ろ手で縛られた状態で埋められていたようだった。2014年2月にも、2箇所で見つかったのはトリンコマリーで、複数の報告によれば、15人の白骨化遺体が見つかった。警察がこの地域を封鎖し、立入を厳しく制限したため、当局はこの現場についてほとんど情報を公表しなかった。2つ目は2014年2月27日にムライッティープ県で発見され、白骨化した遺体9体が埋められていた。新聞報道によると、被害者は2009年に行われた政府軍の爆撃で殺害された可能性が高いと地元住民は話しているということだが、軍も警察も遺体はLTTEの被害者だと指摘した。

2012年に行われた市立病院の掘削作業中にマタレー県(Matale)内で見つかった遺体放置場についての情報はほとんどなかった。見つかった白骨化遺体は154体で、1987年から1989年にかけてこの地域で発生したマルクス主義者の反乱に起因するものと見られている。当時の国

連人権高等弁務官 Navanethem Pillay は国連人権理事会に向けた 2014 年 2 月の報告書を受けて、遺体は 1940 年代の集団コレラの発生によるものである可能性が高いが、一部の関係者は既に、遺体の年齢は 25 歳位で、拷問の形跡があると指摘していると述べた。政府は 2013 年 11 月に、現場から発見された標本を中国に送る意向を公表したが、その後、別の外国の研究所に送ったと述べた。1 年後の報道によれば、外国の研究所から送られた結果は不完全で、1950 年代初めに遡る白骨化遺体と指摘された。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

法律は拷問を処罰される犯罪としており、7 年以上 10 年以下の刑罰を義務付けているが、信頼できる複数の報告によれば、警察も治安部隊も民間人に拷問、強姦及び性的虐待を行った。テロ防止法(Prevention of Terrorism Act) (PTA)は、裁判所に、拷問により引き出された自白を証拠として認めることを許可している。

国内東部及び北部では、軍の諜報職員及び準軍事組織の協力者とされる他の治安職員が、LTTE との関係について告発された民間人の正式書類のある又はない拘禁に関与した。複数監視団の報告によれば、尋問の一環で拘禁後の虐待又は拷問が行われることがある。複数の報告によれば、当局は、再逮捕される又は殺されると脅迫して逮捕又は拘禁に関する情報を明かさないう警告した上で、非拘留者を釈放したということである。

人権擁護団体の主張によれば、一部の治安部隊は、特定の状況であれば拷問は許されると考えていた。社会復帰センターから開放された複数の元 LTTE 戦闘員は、社会復帰センターに収容されていた間に政府関係者から受けた拷問や虐待及び性的虐待 を報告した。警察は 2012 年に、OHCHR が策定した完全な人権擁護カリキュラム及び教育プログラムを警察の訓練カリキュラムに組み込むことに同意したが、当局はこの計画を制定しなかった。HRCSL は警察に人権問題に関する定期的訓練を行ったが、監視団は、訓練の質及び対象範囲を検証できなかった。

2014年3月のNGOの報告書、*終わらない内戦：スリランカで発生した拷問と性的暴力 2009-2014* は、政府機関が行った拷問及び性的虐待の被害者だと主張する、内戦終結以降にイギリスに亡命したスリランカ人40人から得た証拠を提示した(第6節も参照)。40人の被害者が主張した拷問の方法には、過熱した金属棒での焼き入れ、火のついたタバコの押しつけ、引き裂き、鈍器による殴打、吊り下げ、falaka(足の裏の殴打)、電気ショック及び水中又は石油やチリパウダーを入れたビニール袋を頭にかぶせる突っ込む状態で窒息寸前状態にするなどであった。被害者40人のうち28人は性的虐待を訴え、半分以上が拷問及び／又は性的虐待は2013年及び2014年を通じて行われたと述べた。証人のほぼ半数が、国外で安全になった後、自殺を図った。この報告書は最後に、「内戦後の期間を通じて、拉致、恣意的拘留、拷問、強姦及び性的暴力は増加傾向にある」と述べた上で、治安部隊による「蔓延する組織的暴力」は、政府上層部が承認した「連携した組織的計画」の形態で発生したと付け加えた。報告書の結論によれば、報告書に示された40人の事案は、「タミル人を標的にして行われたと思われる犯罪の少数例」だということである。

警察がレズビアン、ゲイ、同性愛者及び性同一性障害者(LGBT)の人々に嫌がらせや金銭の恐喝を行い、刑事責任を問われなかった報告及びゲイ及びレズビアンの暴行を加えた報告も複数あった(第6節を参照)。

信頼できる複数の報告によれば、加害者は政府軍の職員、警察官、脱走兵又は過激派集団の構成員が加害者とされる、女性に対する性的暴力が発生した。多くの女性が、報復を恐れて正式な苦情申立てを提出しなかった(第6節を参照)。

人権擁護活動家の報告によれば、警察及び治安部隊は女性及び女兒に対する暴力防止措置に参加したが、複数情報筋の指摘によれば、拘留中の男性に対する性的暴力が広い範囲で発生した。

ジャフナ県のティーチングホスピタルは2014年7月に、県内に居住する11歳と9歳の女兒2人を、海軍兵による度重なる性的虐待で負ったとされる創傷の治療のために入院させた。当局

はその後数ヵ月以内に、海軍兵7人を勾留したが、間もなく保釈した。政府関係者は被害者とされる女兒の家族、その近親者、治療に関与した病院職員及びこの事案を報道したジャーナリストに嫌がらせや脅迫を行って、政府や治安部隊のイメージを傷つけないように警告した。虐待の申立てに関する詳細は依然として不明であったが、当局は何度も、ジャフナ少年裁判所で審理日程を延期した。タミル国家連合(Tamil National Alliance) (TNA)の指導者 R.

Sampanthan は 2014 年 7 月 25 日に、議会でこの事案について発言し、この強姦事件の原因は、北部州における治安部隊の存在感の強化だとして、加害者を処罰する措置を要求した。報道機関の報道によれば、D.M. ジャヤランテ(Jayarathne)首相は 2014 年 7 月 26 日に、「LTTE の軍服を着た男」が 11 歳の被害者を茂みに引きずり込んで暴行を加え、海軍士官はこの身元不詳の男が逃げようとしたのを取り押さえたのだと述べた上で、「強姦事案は世界中どこにでもあり」、「TNA はこの小さな事件を大事件にしようとしている」と付け加えた。年末の時点で、被疑者は依然として、審理を待機する保釈の身であった。

2013 年 5 月に、バブニヤ県(Vavuniya)Nedunkerny にある政府軍野営地に所属する兵士が下校中の 6 歳の少女を強姦した。名前は明かされなかった。当局は警察の捜査を経て、2013 年 6 月に、バブニヤ治安判事裁判所に出廷した兵士を逮捕し、その後再逮捕した。当局はこの兵士を、2013 年 5 月にモナラーガラ県デヒアッタキャンディヤ(Dehiattakandiya)で発生した別の女兒強姦で告発した。伝えられるところによれば、当局は保釈後、1 件目で保釈後、この兵士をバブニヤ県に移管した。年末の時点で、この事案に関する詳細情報は入手できなかった。

警察、軍及び政府系準軍事部隊による拷問、性的暴力、汚職、人権侵害及び報道機関に対する攻撃の事案は特に、広い範囲で刑事免責が適用された。例えば、2014 年を通じて、軍及び準軍事組織はタミル語紙 *Uthayan* の職員を威嚇するキャンペーンを継続的に行った。*Uthayan* 職員は 2014 年を通じて、政府から言葉による脅迫を伴う言葉の暴力及び身体的暴行を受けた。

少数宗派に対する仏教徒の攻撃を前にして警察及び治安部隊が行動を起こさなかった報告が相次いで伝えられた。複数監視団によれば、2014 年 6 月にアラツガマ(Aluthgama)及びペルーワ

ーラ(Beruwala)で発生した暴動(第1節 a を参照)において、治安部隊は、仏教僧率いる群衆による財産破壊及びイスラム教徒に対する攻撃を阻止する措置をほとんど講じなかった。2014年8月4日に、コロンボの社会・宗教センター(Center for Society and Religion)で、仏教僧率いる群衆がカトリック教会の敷地に乱入し、外交団の構成員と北部出身者の失踪者家族の体験談共有会合を阻止した。警察は当初、僧侶達が会合を混乱させるのを止めなかったが、僧侶が重大な身体的損傷又は傷害を引き起こしそうになると状況を鎮静化するべく行動した(第2節 b も参照)。

2013年3月に、イスラム教徒家族が経営する衣類小売店の倉庫が仏教僧率いる群衆に襲撃された。群衆は窓ガラスを割り、衣類を燃やした。警察が出動したが、最初は介入しなかった。当局は現場にSTF職員を呼んで、事態を収拾した。数日後、警察はこの襲撃の加害者とされる容疑者を数人逮捕したが、告発せずに釈放した。

2013年8月に、コロンボ北東部のグランドパス(Grandpass)にあるモスク周辺で争いが起こり、仏教僧率いるおよそ200人の抗議者集団がモスクに石を投げる暴力行為に発展した。複数の報告によると、現場にいた警察官は襲撃者が暴行に及ぶのを静観しており、増援部隊が到着して初めて介入した。この攻撃で10人が負傷し、モスク内にいた礼拝者多数が巻き込まれた。2014年末時点で、この攻撃で当局に逮捕された者はいなかった。

コロンボのプリヤンタ・リヤナーゲ(Priyantha Liyanage)治安判事補は2014年5月に、SLFPのバラータ・ラクシュマン・プレマチャンドラ(Baratha Lakshman Premachandra)他3人の殺人罪で告発されたスリランカ自由党(Sri Lanka Freedom Party)(SLFP)のドゥミンダ・シルバ(Duminda Silva)議員及び他11人の裁決に不利な証拠があると述べた。2011年に起こったこの衝突で、シルバも重傷を負って病院に搬送された。コロンボの治安判事裁判所は当初、シルバの逮捕及び出廷を命令したが、シルバは治療のためにシンガポールに出国し、衝突後1年以上帰国しなかった。報道によれば、シルバは2013年3月にコロンボに戻り、この事案で告発され、裁判所は翌月に保釈を認めた。2013年12月の報道によれば、シルバは翌年1月に、追

加治療のためにシンガポールに出国する許可を裁判所から受けた。1年後の2014年12月8日に、プレマチャンドラの娘で西部州議員のHirunikaは、対立大統領候補を支持する与党連合から離脱し、この決定は主として「個人的な」理由によると主張した。同氏は政府上層部について、「なぜ父親を殺した犯人を保護するのか」と述べた。年末時点で、シルバは保釈中であり、当局はコロombo高等裁判所に審理を委託した。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は、過密状態及び衛生施設の欠如により劣悪であった。

物理的状況：伝えられるところによれば、刑務所の多くでは、収監者はコンクリートの床で睡眠をとっており、たいていは日当たり又は十分な換気が不足していた。刑務所職員及び市民団体の2012年の推計によれば、刑務所の収容人数11,000程度に対し、およそ32,000人の収監者が収容されていた。2014年6月に公表された刑務所局(Prisons Department)の直近の統計報告書に記載されていたデータは2012年末現在のものであったため、新しい数字は入手できなかった。このうち、公判待ち又は公判中の収監者は13,000人を超えた。女性収監者はおよそ1,400人であった。刑務所局の2013年3月の報告によれば、複数の収監者がボガンバラ(Bogambara)刑務所からダンバラ(Dumbara)に新設された施設に移送されたが、社会復帰・刑務所改革省(Ministry of Rehabilitation and Prison Reforms)当局者が2014年初めに公表した、2013年の年次報告書で報告したように、2014年末時点で、過密状態は依然として重大な問題であった。

未成年者が成人と別に収容されないこともあった。当局はたいてい、未決勾留者と受刑囚を別々に収容しなかった。当局はたいてい、軽犯罪者を重罪加害者と同じ場所に収容した。当局は女性収監者と男性収監者を別々に且つ、概して劣悪な条件で収容した。受刑囚及び被拘禁者は携帯飲用水を与えられなかった。当局は刑務所の劣悪な状況を認識していたが、制限要因として収容面積と資源の不足を挙げた。

管理：不十分な記録保持は重大な問題ではなかった。非暴力的犯罪者には、地域社会への奉仕及び地域社会ベースの矯正方法等の収監に代わる措置が複数設けられていた。コミュニティベースの矯正方法には、地域社会への奉仕の他、社会復帰及びカウンセリングの要素もあった。収監者の苦情を扱うオンブズマンはなかった。治安判事が刑務所を毎月視察訪問して状況を監視し、収監者の個別聞き取り調査を行うのは法的義務であるが、未決事案が大量にあるために治安判事が視察訪問の予定を立てるのが困難であったことから、これはほとんど行われなかった。非公式の拘禁施設を除き、当局は受刑囚にも被勾留者にも家族との面会及び宗教的儀式を許可した。

独立した監視：当局は、国際組織が通常の刑務所及び再拘留刑務所に立ち入るのを拒否することが多かったが、ICRCは2013年4月に、通常の刑務所への立入り許可を2年ぶりに得たと報告した。政府は移民を収容する拘禁施設への監視団による立入りも頻繁に制限し、2014年6月から10月にかけて実施された、主にパキスタン人及びアフガニスタン人で構成される庇護希望者数百人の拘禁後、難民の地位の決定を下すために庇護希望者に接触する機会を国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) に与えなかった。政府は独立した人権監視団及び ICRC がテロ捜査局 (Terrorist Investigation Division) (TID) の拘留施設を視察訪問するのを許可した。複数の報告によれば、当局は一部の収監者を通常の被拘禁者から隔離し、視察訪問中に収監者を独立した監視団の見えないところに隠したということである。政府は、軍の諜報機関が運営する拘禁施設はないと述べた。

2012年にウェリカダ刑務所 (Welikada Prison) で発生し、収監者 27 人が死亡した他、40 人以上が負傷した暴動に関する新しい情報は入手できなかった。伝えられるところによると、STF が違法な武器及び薬物を捜査していた時に、複数の収監者が刑務所の武器保管所に押し入り、収監者と STF の銃撃戦に発展した。人権擁護団体及び野党政治家の主張によれば、死亡した収監者の中には処刑された者もいた。チャンドラシリ・ガジャディーラ (Chandrasiri Gajadeera) 社会復帰・刑務所改革相及び刑事施設管理長官 (Prisons Commissioner

General) P. W. Kodippili による特別調査の結果、暴動の原因は刑務所の過密状態、麻薬の入手が簡単な環境が及び STF の捜査活動に対する収監者の抵抗であることが判明した。ガジャデーラが設置した 3 人構成の委員会は 2012 年 12 月のこの事件について最終報告書を提出することになっていたが、政府は入手可能な証拠の追跡調査を行うために、2 ヶ月の延期期間を認めた。2013 年 9 月の報道によれば、報告書の公表期限はさらに延期された。国連人権委員会は、市民的及び政治的権利に関する国際規約(International Covenant on Civil and Political Rights) (ICCPR) に関する 2013 年の声明の中で、政府は今回の死亡事件について過去の説明を焼き直したにすぎず、死亡した収監者の数も報告の進捗状況に関する最新情報も言明しなかったと述べた。

d. 恣意的な逮捕又は拘留

恣意的な逮捕及び拘留は法律で禁じられているが、かかる事件は頻繁に発生した。2014 年を通じて、根拠のない罪状で逮捕及び拘留された被害者の報告が複数あった。

PTA は恣意的な逮捕なるものを明確に定義付けていない。治安部隊は PTA の下に、広範囲の捜査、逮捕及び拘留権限を有する。被勾留者は最大で 18 ヶ月まで拘束できる。被拘留者の多くは相次いで、罪状なしに、非正規の勾留場所で長期間恣意的に拘束された。政府は 2014 年 9 月に、PTA の下に収容される収監者は 114 人であり、この収監者は家族の面会、弁護士及び治安判事との接見、医師の診断、聖職者及び ICRC や HRC SL の代表と話す機会を与えられていると述べた上で、PTA の下に拘束された被拘禁者はいずれも、収監期間は 18 ヶ月未満だと主張した。

複数の人権擁護団体によれば、CID、TID 及び軍キャンプ又は他の非公式の拘留施設と同様に、テロ関連活動への関与容疑で警察署に収容されている被拘禁者の数も不明であった。当局はこの被拘禁者の多くを告発又は審理せずに隔離拘禁したということである。複数の報告によれば、治安部隊員は、事案を記録に残す必要のない「記録に残らない」個人の取調べに非自発的失踪

を利用した。当局はその後この失踪被害者を釈放し、取調べを報告せず、身体的暴行の脅迫の下に拉致又は取調べを公表しないよう命令した。当局は取調べによる拘禁で、虐待又は拷問を行ったこともあるということである(第1節cを参照)。

2014年3月のあるNGOの報告書、*終わらない内戦：スリランカで発生した拷問と性的暴力 2009-2014* は、内戦終結以降に、イギリスに亡命し、治安部隊から拷問及び性的虐待を受けたと主張したスリランカ人40人から得た、恣意的な逮捕又は拘留の証拠を提示している。報告書によれば、この被害者40人のうち、PTA又は内戦時に広く用いられた緊急規制の下に拘束されたのは1人だけで、他の39人は罪状なしに恣意的に拘束され、治安部隊員は不利な証拠を集めるためにこの39人に家宅捜索を行った。

政府は2013年の報告の中で、内戦終結時に降伏したLTTE戦闘員を強制収容し、うち11,631人を釈放し、およそ232人が強制収容施設にまだ残っていると指摘した。ICRCの2014年11月の報告によれば、政府は拘禁されていた全てのLTTEを釈放した。政府は2012年に、刑事司法制度に対する犯罪責任があり訴追の必要があり得ると当局がみなす強硬派元戦闘員700人の移送に着手したと述べた。司法省関係者は2014年10月にこのプロセスが実施中であるか完了したかを確認できなかったとした。

収監者は頻りに司法制度に移管されたため、旧戦闘員の強制収容者数、釈放者数又は刑事司法制度に移管された人数を正確に追跡するのは難しかった。強制収容から開放された旧戦闘員及び他の被拘禁者の再統合は、軍の厳しい監視、社会的な不名誉(軍への定期報告を義務付けられた元戦闘員との交流を恐れる者もいた)、雇用の障害及び精神的トラウマにより依然として困難であった。釈放された旧戦闘員の複数が、強制収容施設にいた間及びいわゆる再統合後に、拷問又はセクシャルハラスメント等の虐待及びを政府関係者から受けたと報告した。

警察及び治安組織の役割

大統領は2013年8月に、警察機関と軍を分離する意図で治安省(Ministry of Law and Order)を創設した。政府は当初、元少将で旧陸軍参謀長のナンダ・マラワラッチ(Nanda Mallawaarachchi)を同省の次官に任命した。2014年10月に、マラワラッチに代わって元警察長官(IGP)マヒンダ・バラスーヤリ(Mahinda Balasuriya)が次官に就任した。バラスーヤリは2011年にカトゥヤーナカ(Katunayake)自由貿易地域で抗議運動家2人が殺害されたのをきっかけにIGPを辞任した。大統領は防衛及び財務と同様にこの地域の大臣職を維持した。IGPはスリランカ警察庁(Sri Lanka Police Service)(SLPS)の職員およそ90,000人を束ねる。SLPSは刑事法及び交通法の執行、公衆安全の強化及び秩序の維持等の文民警察の職務を遂行する。

治安省の創設以前は、IGPは(政府軍及び他の軍事部隊と異なる指揮系統において)防衛相に報告を行っていた。およそ6,000人で構成される準軍事組織STFは、SLPSの構造の一部であるが、過去に行われた軍事部隊との共同作戦は、複数の監視団の間にSTFの指導者に対する疑問を生じさせた。政府は2012年後半に、警察の補助機関として文民安全局(Civil Security Department)(CSD) --旧称国防市民軍(Home Guard) --を結成した。当局は、政治機密に関する領域に警察又は軍を配置せずに法と秩序の維持を図り、安定した仕事に就けない多数の元LTTE戦闘員に職を与える意図でCSDを結成した。文民安全局の構成員によれば、CSDは政府がタミル人を継続的に監視及び威嚇する手段であり、政府はCSDのタミル人構成員を政府派デモ抗議に強制参加させた。政府は2014年10月に、CSDで働く旧戦闘員は666人に上ると述べた。

政府は、タミル人兵士の徴用活動を引き続き行った。2012年には、合計109人の女性タミル人兵が第6スリランカ軍女性部隊に徴用された。2013年3月にはムッライツィーブ県、バブニヤ県、キリノッチ県及びマンナール県の北部県出身の女性合計95人が4ヵ月に及ぶ英語及びシンハラ語での訓練コース、軍民関係及び仲裁問題を修了した。複数の報告によれば、タミル人女性の新兵は北部州全域で文民問題の調整役及び事務職に就いた。2014年を通じて、北部州の治安部隊が暴力及び強制力、特に、家族の福利厚生及び他の給付金を拒否する脅迫行為を利用して、若いタミル人女性を入隊させた不特定の報告が複数浮上した。

大統領によって任命されたが 2009 年以降活動を停止していた国家警察委員会 (National Police Commission) は、2012 年に、警察に対する一般市民の苦情申立ての受理及び調査を再開した。HRCSL の 2013 年に関する年次報告書によれば、コロンボにある HRCSL の本部が受理した苦情申立ての上位 5 位は、拷問、恣意的逮捕及び拘留の一般市民の申立てに対する職務不履行であった。

タミル人が多数派を占める地域に勤務するタミル人警察官はごく少数であり、報道及び政府の報告によれば、政府はタミル人の雇用、訓練及び配属を継続的に行ったが、多くはタミル語も英語も話さなかった。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

法によると、当局は逮捕者に逮捕の理由を通知し、軽犯罪の場合は 24 時間以内、やや重い犯罪の場合は 48 時間以内、PTA に基づく犯罪の場合は 72 時間以内に同人を治安判事のもとに出頭させなければならないことになっている。しかし、実際には被拘留者が治安判事の下に出頭したのは数日後で、場合によっては、数週間又は数ヶ月が経過した後になることもあった。治安判事は保釈を許可できるし、最大 3 ヶ月もしくは更に長期にわたって裁判前の拘留の継続を命令することも出来る。裁判官は被拘留者の保釈を認めるために、検察庁 (Attorney General's Office) の承認を得る必要がある。警察は殺人、窃盗、強盗、強姦等の一定の犯罪については逮捕令状を必要としない。殺人の場合は、治安判事は規則により被疑者を送致しなければならないが、保釈を許可できるのは高等裁判所だけである。全ての場合に、被疑者は法的に代理される権利を有するが、警察及び拘禁施設での取調中に被疑者が法的代理行為を受ける権利を特に定める法規定はない。信頼できる複数の報告によれば、被拘留者はたいてい、取調べ時に弁護士を同伴しなかった。高等裁判所と上訴裁判所で審理される刑事事件では、政府は貧しい被告に対して弁護士を提供したが、他の事件では提供しなかった。

警察は、法により、被疑者を最大 72 時間まで拘留することが可能で、その後、治安判事の前

に被疑者を出頭させなければならないが、当局がこの法律を尊重しなかった事案が複数報告された。監視団は被疑者が長期間にわたって罪状なしに隔離拘禁された報告を多数受けた。

恣意的な拘留：恣意的な拘留は問題であった。例えば、2014年4月のLTTEの諜報員によるとされる殺人事案(第1節aを参照)では、北部州の5つの県で非常線が張られ、捜査活動が行われた結果、短期間で大勢の被疑者が拘留された。治安部隊による逮捕者は100人を超えた。拘留及び逮捕に関する情報は、関係者が被拘留者と面会した政府からもICRCからも入手できなかった。年末の時点で、監視団は被拘留者及び逮捕者全体の人数も拘留中の人数も確認できなかった。

この一斉逮捕で拘留された者の中には、治安部隊が要求したLTTE諜報員の家族の成員もいた。治安部隊は拘留について、指名手配された血縁者が見つかるまでこの家族を釈放する意思はないと述べた。政府は2014年3月13日に、「Gobi」はキルノッチ県のバレンドラン・ジャヤクマリ(Balendran Jeyakumari)の自宅に逃げ込んだと主張した。この人物は、2013年11月の英連邦首脳会議(Commonwealth Heads of Government Meeting)の開催時に、大衆抗議デモに参加して失踪した息子についての詳しい情報を要求した、有名な活動家である。警察はその後ジャヤクマリを逮捕し、ブーッサ(Boossa)の拘留施設に送還した。Gobiは警察官に発砲後、ジャヤクマリの自宅に逃亡したとされた。治安部隊は2014年3月16日に、著名な人権擁護活動家ルキ・フェルナンド(Ruki Fernando)とプラビーン・マフェサン神父(Father Praveen Mahesan)を、同氏らがジャヤクマリの自宅を訪ねたところを拘束した。国際コミュニティ及び国内の市民団体から批判されたのを受けて、当局は3月19日にフェルナンドとプラビーンを釈放した。年末の時点で、政府はLTTEの諜報員とされる3人がテロ活動に関与した証拠を提示しなかった。当局は2014年10月に、ジャヤクマリをブーッサの拘留施設からコロomboのTIDの収容施設に送致した。同氏は12月に、再びウェルカーダ刑務所の女子棟に移された。年末の時点で、依然として罪状は不明であった。

未決拘禁：司法手続きの進行は遅く、収監者の半分以上が審理待ち又は審理中であった。入手

可能な直近の情報として 2012 年 12 月までの情報を伝える 2014 年に公表されたある報告書によれば、審理待ち状態の収監者のうち 1,141 人は再逮捕から 2 年以上が経過しており、3,089 人は、1 年以上が経過していた。審理の遅滞は、多くの場合、長期間に及ぶ起訴手続き、大量の勾留者、非効率な裁判制度及び汚職が原因であった。司法による権利擁護団体の主張によれば、長期間の勾留が犯罪容疑に対する刑罰と同等になる又はそれを超えるのはよくあることだった。

2012 年に、およそ 200 人の収監者が、法的措置の実施又は釈放を当局に求めるハンガーストライキを決行した。当局はこれに応じて、上級裁判所を 3 箇所新設し、LTTE の容疑で勾留中の収監者の裁判を早めると約束し、司法省は 2013 年に取敢えず高等裁判所の設立を完了させた。しかし、当局は、上級裁判官の不足を理由に裁判手続きを遅らせた。当局は、アンパーラ県 (Anuradhapura) に新設した上級裁判所では、PTA 関連の事案及び児童虐待事案に限定して 2014 年 2 月から審理を開示したと発表した。年末の時点で、新設裁判所の効果は明確に表れなかった。

行政拘禁中の個人は審理待ちの被拘禁者と同じ権利を与えられなかった。例えば、ブーッサの拘留施設に拘禁された依頼者との接見については、弁護士は TID の許可申請を義務付けられ、通常は警察の同席の下に行われた。未決拘禁者は警察による取調べ中は、法定代理人と接見する権利を与えられなかった。

上訴中の実刑判決者は、上訴が認められるまで抑留された期間を原刑期に算入してもらえなかった。上訴判決は、数年を要することが多かった。

恩赦：大統領は 2014 年を通じて、多数の収監者に恩赦を与えた。例えば、2014 年 4 月に、大統領は、国民的歌手の Rookantha Gunathilake とその妻 Chandraleka Perera に対する暴行及び自宅放火で 2000 年に有罪判決を受けた元大統領府治安部局職員 10 人に恩赦を与えた。大統領はウェーカー祭 (Vesak) の祝日 (5 月) にも、軽犯罪で刑期の短い受刑者 1,000 人を釈放した。

大統領は「刑務所の日」(9月11日)に、同様の状況の受刑者736人を釈放した。2014年11月19日には、大統領は、麻薬密輸で死刑判決を受けていたインド人の漁師5人を釈放した。

e. 公正な公判の拒否

第18回憲法改正案が2010年に可決されてから、司法に対する議会の影響力は著しく高まった。第18回改正では、第17回改正を撤回し、独立した司法、警察、人権及び他の委員会の委員を選出する意図で創設された合同組織である、憲法評議会を廃止した。第18回改正では、憲法評議会の代わりに、議会評議会が設立された。これは、各委員会の直接任命権を行使する唯一の権限を有する大統領に任命権に関する拘束力のない助言を提出する機関である。大統領は最高裁判所、高等裁判所及び上訴裁判所の判事も直接任命できる。

司法の独立性を低下させる結果になった2013年1月の政府の連携活動は、資産の不申告及び不正行為に関連する告発に基づくシラニ・バンダラナヤケ(Shirani Bandaranayake)最高裁長官の弾劾という結果に至った。このプロセスは、中央政府における権力集中を追求した法案を最高裁判所が棄却した2012年に始まった。裁判所の措置を受けて、議会はその日からバンダラナヤケに対する弾劾手続きを開始した。与党から提出され、2012年11月に議会で申し立てられた弾劾動議は、財産の不申告から憲法規定違反まで多岐にわたった。政府は、この罪状を調査するための国会選任委員会(parliamentary select committee) (PSC)を結成した。この事案を検討する11人構成のPSCは、長官の有罪に対する確信を既に表明していた与党連合構成員が過半数を占める構成になっていた。同委員会は長官に抗弁の準備をする十分な時間も情報も与えず、委員が使う資料及び証拠を長官が閲覧する機会を拒否した。同委員会の委員はバンダラナヤケに暴言を吐いたとうことである。委員会は長官に対し、口頭で証拠を提示する証人喚問の計画はないと通告し、長官に不利な証拠書類を提示した証人を反対尋問する長官の要求を否定した。バンダラナヤケと弁護団は正当な手続きの欠如に抗議して、聴聞を欠席した。その後、PSCの野党委員も聴聞手続きをボイコットした。

野党議員及び弁護団の両方が審理の出席を拒否すると、PSC 委員は審理の終了に向けて迅速に行動し、証人喚問を急ぎ、数千頁を超える書類を2日間で検討して、調査を終了させた。同委員会は、審理の終了後24時間以内に報告書を完成させ、3件の罪状で長官を有罪とし、翌日には議会で投票を行い、長官を罷免した。

最高裁判所は、この弾劾罷免手続きを憲法に反すると裁定したが、政府はこの判決を却下し、最高裁判所には議会の措置に対する裁判権はないと述べた。大統領は2013年1月に、側近の助言者で元法務長官のモハン・ピーリス(Mohan Peiris)を新任長官に任命した。国内の市民団体、宗教組織、人権監視団及びスリランカ弁護士会等の法曹組織はこの弾劾を批判し、司法の独立の阻害及び大統領の権限一極集中に向けた政治的動機に基づく行動とした。2013年4月のAIの報告書、異論を暴虐するスリランカ(*Sri Lanka's Assault on Dissent*)によれば、この弾劾手続きをめぐる活動を理由に、複数の弁護士及び判事が命の脅威を警告する電話や手紙を受けた。

2014年を通じて、政府は引き続き、賄賂委員会(Bribery Commission)を通じてバンダラナヤケを解任した裁判を追究した。魔女狩り疑惑に抗議して、バンダラナヤケは黒ずくめの服装に徹した。2014年11月に、コロンボの首席治安判事は、中央銀行(Central Bank)総裁に、前長官の弁護士団が長官の銀行口座のユーザーログインを無償で確認できた可能性について報告書を提出するよう命令した。国立開発銀行(National Development Bank)当局は以前から、長官の弁護団にかかる情報を移行するには多額の手数料を要求されると主張していた。今回の裁判は2015年2月に予定されている。

社会復帰センターに収容されていた元LTTE戦闘員の法的地位に取り組む手続きは実施されなかった。人権擁護弁護士は頻繁に施設の活動を監視し、当局は、弁護士に身体的及び言葉の脅威を与えた。

裁判手続

裁判事件では、被告は法により無罪と推定される。高等裁判所では、刑事事件は陪審が公開で被告を裁判する。当局は、被告に起訴内容と彼等に不利な証拠について通知し、彼等は助言を受け、また上訴する権利を有する。逮捕者が家族又は弁護士といつ接触できるかを確認する正式な手続きはないが、当局は、携帯電話で家族や弁護士に電話連絡することを許可した。政府は高等裁判所と上訴裁判所において刑事告発で裁判にかけられた貧しい人間に弁護を提供するが、下級裁判所が扱う事案では弁護は提供しない。民間の法律扶助機関は何人かの被告を支援した。PTA に基づいて裁判にかけられた事件では陪審裁判は存在しなかったが、かかる事案の被告は上訴権を与えられる。被告は、被告に不利な証人と対峙する権利、証人及び証拠を提示する権利及び、警察の証拠等の政府が保有する証拠を閲覧する権利を与えられる。PTA の事案を除き、拷問等の強制的手段で入手された自白は概ね認められないが、被告は彼等の自白 が強制によって得られたことを示す立証責任をもつ。

法律は訴訟手続法及び他の制定法が英語、シンハラ語及びタミル語で読めるようにすることを求めているが、ジャフナの外部及び国の北部及び東部地区の裁判所の多くは英語またはシンハラ語で業務を行った。裁判所の任命する通訳の不足から、多数の地域で、タミル語を話す被告が公正な審理を受けられる機会は制限されたが、北部及び東部では、審理も聴聞もタミル語と英語で行われた。タミル語の法律教科書はほとんどなかった。

政治犯及び政治的理由に拘留された者

政府は、政治的理由で多数の個人を拘禁及び収監した。政府はこうした個人が定期的に国際人道組織に接触する機会を認めたが、当局は国内の法定代理人を提供する組織に接触する機会はあまり与えず、依頼人との面会は多くの場合、治安部隊の同席の下に行われた。

当局は 2014 年 3 月 13 日に、バレンドラン・ジャヤクマリを逮捕した。PTA に基づく罪状と言われている。伝えられるところによると、この日、同氏の自宅内で LTTE の復興論者とされる

指名手配中の「Gobi」と治安部隊による撃ち合いが発生したのを受けてのことであった(第1節dを参照)。ジャヤクマリの息子は現在失踪中で、同氏は、血縁者が失踪した家族成員のために、政府に情報と裁きを要求する運動に積極的に参加していた。ジャヤクマリは、イギリスのデビッド・キャメロン首相(Prime Minister David Cameron)が2013年11月に連邦首脳会議でジャフナ県を訪問中に行われた、血縁者が失踪した家族成員による抗議運動で目立つようになっていた。当局は、ジャヤクマリと13歳の娘を拘禁し、2014年3月16日に、治安判事裁判所に出廷させた。当局はジャヤクマリを正式な罪状なしにブーッサの拘禁施設に移送し、母親以外に世話をする法的家族がないことを理由に、娘を国営児童養護施設に移送した。政府は、ジャヤクマリはGobiが当局に捕まらないように協力したと主張したが、それを示す証拠は公表しなかった。当局は、裁判の日程を延期し、2014年10月に、ジャヤクマリをコロンのTID収容施設に送致した。当局は12月に、ジャヤクマリをさらにウェルカーダ刑務所の女子棟に移送した。年末の時点で、依然として罪状は不明であった。逮捕以降、インターネット上でも国内でも「ジャヤクマリの釈放」を政府に求めるキャンペーンが発足し、当局及び政府機関はこれらのキャンペーン参加者に嫌がらせや脅迫を行った。

当局は2013年5月に、PTAの下に、ムスリム・タミル国民同盟(Muslim Tamil National Alliance)の指導者アザド・サリー(Azath Salley)を逮捕し、1週間以上拘束したが、国際コミュニティ及び国内の諸団体からの抗議を受けて同氏を釈放した。

民事上の訴訟手続及び救済方法

国民はだれでも、人権侵害容疑に対する救済を求めて、基本的権利の訴訟を起こすことができる。司法はこの種の訴訟の裁定においては、ある程度の独立性と公平性を示しており、裁判官は、複数の事案で原告に司法上の賠償責任を負わせた。監視団は、多くの事案で裁決の遅れをもたらした司法制度における官僚主義的な非効率に言及した。裁判所が賠償責任を認めた場合は、裁判所命令の執行における問題は比較的少なかった。

財産の返還

政府軍は、政府が高度警戒地帯(HSZ)と称する安全緩衝地帯を設置するために、内戦を通じて大量の土地を差し押さえた。HSZ の設置によって、特に、ジャフナ半島の土地を返還されなかった多数の住民が国内避難民になった。当局は 2014 年を通じて、HSZ の縮小において若干の進展を示したものの、HSZ の影響を被った住民の多くは、政府が土地の非武装化を進める速さは極めて遅く、政府はそれが経済的に有益とみなす土地を保有していると相次いで苦情を申し立てた。

市民団体及び人権活動家も、急を要する土地返還の処理における政府の透明性欠如及び、元の所有者に返還されない土地についての「官報による公表」(正式通告の公表)不履行について批判した。政府は、この土地の移転に先立って地雷除去を慎重に行う必要を引き合いに出したが、地雷を撤去した土地を政府が速やかに元の持ち主に返還したかどうかに関する疑問は消えなかった。政府は特定のコミュニティに対しては、土地を急いで返還した上で地雷撤去を行ったという報告もあった。HSZ に対する法的枠組みはなかったが、2011 年の緊急事態令(emergency regulations)の廃止後、HSZ は依然として存在し、民間人は今も立入りを禁止されている。

政府は、残っている HSZ は 1 箇所-ジャフナ県パラリ(Palali)内-だけだと主張した。政府は異なる複数の表現を使って名称を変更したが、実際には他にも多数の HSZ が存在した。ジャフナ県及びトリンコマリー県には最大規模の HSZ が存在し、ムッライッティーブ県、キルノッチ県及びマンナール県の他の地域は政府軍によって現在も制限されていた。ジャフナ県は現在も、軍の土地占有による強制避難者が最も多い地域で、再定住省(Ministry of Resettlement)によれば、2014 年 2 月現在の県内の国内避難民はおよそ 20,000 人であった。2014 年末時点で、ジャフナ県では、テリパライ(Tellippalai)地区の HSZ により、16 の村が完全に再定住禁止で、8 つの村が一部禁止になっており、その多くが避難世帯に所属する私有地であった。トリンコマリー県の HSZ と一部重複するサンプル(Sampur)排他的経済水域の住民は、石炭火力発電プ

プロジェクト用に区切られた 2,795 エーカーの土地への立入りを禁止され、自宅に戻ることができなかった。過去の発言に反して、政府は住民に土地の補償金を支払わなかった。

不採算企業・遊休資産復再生法(Revival of Underperforming Enterprises and Underutilized Assets Law)は、政府に、それが業績不振とみなす民間資産を収容することを認めている。この 2011 年法の結果、政府は 2012 年末時点で、合計 37 社を買収した。標的企業の多くは休眠会社だったが、一部は採算の取れる Daya Gamage が所有する Sevenagala の製糖業であった。Daya Gamage は、野党統一国民党(United National Party)(UNP)の有名な党員である。政府は、それ以降、どの企業も国有化しなかった。国有化企業の所有者は損失に対する補償を一切受けなかった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

プライバシーの権利は法の定めるところであるが、政府は、タミル人地区近隣で一斉検挙及び捜査活動を行う際は特に、この権利を侵害した。治安部隊は家宅捜査を実施し、司法の監視をほぼ受けずに、民間人の通信傍受及び監視に従事した。これには、民間人の電子メール、通話記録及び他のデジタル通信の監視に関する詳細不明の報告などがあった。様々な関係者による私有地の差し押さえは依然として国全域の問題であった。政府が南部の伝統的タミル人地域からシンハラ人家族の集落を買収した証拠が山のようにあった。

元住民の多くが何年も前に退去した地域に帰還したことで、2014 年を通じて、元紛争地帯における民間人同士の土地所有権紛争も悪化した。長年に及ぶ内戦期間を通じて、北部及び東部地域では多数の強制避難が発生し、土地はたいてい、持ち主が何度も変更になった。土地請求権の書類作成は複数の理由で困難であった。まず、多くの人々が何度も強制避難を行っており、移動の際に所有地の権利書を保持できなかった。また、政府と LTTE 軍の激しい戦闘で、政府の正式な土地の記録の一部が損傷又は破損してしまっていた。土地・土地開発省は 2011 年に、北部及び東部における土地請求権を回収及び確定するプロセスを確立する回状を交付した。

NGOの監視団は、プロセスにおける本質的な事案確定規準がないこと、複雑な請求形式及び、土地権利確定の訓練も基礎知識も不十分な政府及び軍当局者で構成される意思決定機関への依拠を理由に、この枠組み案に疑問を呈した。

回状に対する広い範囲からの反対及びいくつかの法的な異議申立てを受けて、政府は2012年にこれを撤回し、2013年1月に北部及び東部県における内戦終結後の国有地問題解決推進計画--土地に関する回状2013/01(Accelerated Program on Solving Post Conflict State Lands Issues in the Northern and Eastern Provinces--Land Circular 2013/01)と差し替えた。この回状は、国有地のみを扱うものだった。北部及び東部における土地問題は、権利書の紛失及び喪失、度重なる強制避難及び26年に及ぶ内戦による破壊により、「国有」地と「私有」地の単純な区別よりはるかに複雑であった。

政府は2013年4月に、北部州全域に及ぶ7,000エーカーを超える土地の買収に着手した。最大規模の単独収用はジャフナ県の6,381エーカー区画で、代替政策センター(Center for Policy Alternatives)の推計では、およそ10,000人の民間人土地所有者に影響を与えた。1950年の土地収用法(1950 Land Acquisition Act)によれば、政府は「公的目的で」私有地を取得することができるが、同法は、収用通達を正式に掲載し、適切な補償を持ち主に提供することを義務付けている。ジャフナ県の事案では、収用通達は「正式な持ち主の所在を特定できなかった」と一様に記載していたが、監視団は、政府が持ち主に連絡する努力を徹底したかどうか疑問を呈した。政府は民間人所有者の立入りを禁止するHSZ用地に関する収用通達も頻繁に掲示した。持ち主の多くは、最高裁判所に対する基本的権利事案等の訴状を裁判所に提出して、財産の収用に異議を申し立てた。収用通達によれば、収用された土地の用途は、主として軍のキャンプ及び基地であったが、通達に記載された目的の中には、ホテル、工場及び農地の設立もあった。

2014年を通じて、最高裁判所に対する基本的権利事案を含む多数の訴訟及び高等裁判所に対する多数の裁判所命令の申請は、大きな進展又は被害を受けた土地所有者に対する救済もない

まま、引き延ばされた状態であった。年末の時点で、国と民間人所有者の間で争われた財産権は、長期化していた。

監視団は、法的枠組みの重複を相次いで指摘し、土地収用及び土地法の改革の裏にある政府の思惑について、国内北部のタミル人に最悪の状況になることを推測させる結果を招いていると述べた。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

言論の自由は法の定めるところであるが、報道機関の構成員を含め、政府はこの権利を尊重しなかった。政府当局者は、報道機関の職員を批判し、抑圧し、嫌がらせを行い、拘禁した。ジャーナリストの多くは自己検閲を実践した。

言論の自由：言論の自由は憲法の定めるところであるが、当局は、公衆道徳及び国家安全保障を含め、この権利に多数の制限を課した。2014年を通じて、政府は嫌がらせ、脅迫、暴力及び拘禁により、批判的行為を阻害した。政府は、特に、北部及び東部での政治集会を監視した。信頼できる複数の報告によれば、文民当局者及び軍当局者は、外国人大使との会合に出席した国内居住者に、会合の内容及び同様の会合を主催した団体について尋問した。

報道の自由：フリーダムハウス(Freedom House)は、*報道の自由 2014* 報告書の中で、スリランカでは報道の自由が過去10年間で「著しく低下」と述べた。この報告書は、報道の自由の低下傾向は、「抗議運動や公にしにくい話題を報道しようとする国内外のジャーナリストに対する嫌がらせ行為の増大」及び「民間メディアの印刷物や配信経路に対する攻撃及びウェブコンテンツに対する妨害」に起因し、これによって、「民間報道機関の入る余地が抑制された」としている。

政府はスリランカ最大の新聞チェーンや主要テレビ局2つと8チャンネルを運営するラジオ局1つを所有していたものの、民間の所有者は独立したさまざまな民間所有の新聞や雑誌、そしてラジオ局やテレビ局を運営していた。政府は新しいメディア企業の設立に政治規制を強いることはなかったが、政府は2013年12月に、利用可能な周波数の欠如を理由に、今後のテレビ又はラジオ局の新設に対するライセンスの付与を中止する意向を発表した。政府は、北部地域では、放送を制限した。

2014年5月27日に、警察は、ゴタバヤ・ラージャパクサ(Gotabaya Rajapaksa)防衛相がマウントラビニア治安判事裁判所(Mount Lavinia Magistrate Court)に提出した名誉棄損事案のマスコミ報道を禁止した。警察は、法廷記者を含む法定代理人 M. A. Sumanthiran(TNA議員でもある)による防衛相の反対尋問のマスコミ報道を禁止し、防衛相の到着も裁判所を出るところも映さないよう警告した。警察官は、防衛相の車列を映した場合は、数ヶ月又は数年間拘留されることになることになると報道関係者を脅迫した。2014年4月には、マンナール県の *Puthiyavan* 紙の編集長がこの地域の汚職及び土地紛争に関する一連の報道に対し、リシャド・バアティウディーン(Rishad Bathiudeen)工業・商業相(Minister of Industry and Commerce)から脅迫を受けた。

政府は、政府に批判的な外国人報道記者にビザを発給しなかった。2014年6月の反イスラム教徒暴動を報道したニューヨークタイムズ紙(*New York Times*)の南アジア特派員ガーディナー・ハリス(Gardiner Harris)は、その後ビザを申請したが、当局はこの要求を無制限に保留するとした。複数の報道によれば、外務省(External Affairs Ministry)の広報官は、政府は外国人報道記者による国内での我が国に不利な報道を一切許可しないとする声明を出した。

2014年6月に、アル・ジーラ(*al-Jazeera*)紙のコロンボを拠点とするジャーナリスト、ディヌク・コロンバゲ(Dinouk Colombage)は、ツイッター上に、病院の報道記事を掲載し、反イスラム教徒暴動で群衆は国営メディアが報道した3人ではなく7人を殺害したと述べた。7月に、警察はコロンバゲを取り調べ、同氏に暴力扇動で刑事告発する可能性を仄めかした。

暴力及び嫌がらせ：国内外の報道の自由組織及びジャーナリスト連盟は、報道の自由に対する制限について懸念を示し、ジャーナリストに対する嫌がらせ及び脅迫に政府が一役買っていることを厳しく批判した。国営メディアは率先して、人権擁護者、特に、2012年から2014年にジュネーブで行われた国連人権理事会会議等の国連プロセスに関わる擁護者に批判的なキャンペーンを広い範囲で行った。国営メディアは、報道の自由擁護活動家及び組織、人権擁護者及び政治活動家は、相次ぐ人権侵害に注意を喚起する方法で、国家反逆を企んでいると批判した。政府関係者は報道機関が開催した研修会を解散させ、妨害した。

2014年9月22日に、州議会選挙の実施後にウバ州(Uva Province)で発生した政治的武力抗争を報道していたジャーナリストが政府を支持する犯罪集団に襲撃された。ジャーナリストの1人は、この武力抗争で受けた怪我で数週間入院している。当局はこの襲撃に関連した逮捕を報告しなかった。

2014年5月7日に、ジャフナを拠点とする特定のジャーナリスト及びジャフナ大学の教員と学生が、5月18日の戦勝記念日(Victory Day)行事での内戦終結時の民間人死亡者追悼計画を理由に、匿名による殺人の脅迫を受けた。6月7日に、トランスペアレンシー・インターナショナル・スリランカ(Transparency International Sri Lanka)(TISL)の開催者は、ジャーナリストに国連調査官の業務支援を止めさせなければ、会を妨害するという警告をある団体から受け、タミル人ジャーナリストのための事実の究明と報道に関する研修会を中止した。7月25日に、警察はオマンタイ(Omanthai)検問所で、TISLのマスコミ講習会に主席するためにジャフナから南へバンで移動していたジャフナを拠点とするジャーナリスト7人を拘束した。警察はバンの中で薬物を発見したと主張したが、ジャーナリストは、検問所にいた複数の兵士がバンに薬物を置いたのだと主張した。当局は数時間の拘束後ジャーナリストを釈放したが、運転手は勾留された。年末の時点で、この薬物所持事案の公判は、依然として続いていた。

2014年7月26日に、複数の親政府活動家が、タミル人ジャーナリストを妨害し、スリランカ

報道協会(Sri Lanka Press Institute)がコロンボで主催する TISL ワークショップに参加させないようにした。Free Media Movement の主催者 Sunil Jayasekera はこれに続いて記者会見を行い、研修に協力したために受けた殺害の脅迫を含め、複数の脅迫行為を非難した。10月15日には、コロンボのホテル・ジャナキ(Hotel Janaki)で予定されていた熟練した調査ジャーナリストの認定書授与式が、開催者及び参加者に対する脅迫電話により、別の場所に変更された。車両番号のないオートバイに乗った2人組が、白昼にホテルの入口に「最終警告」と書かれた小包を投げ入れた。「国を救った愛国主義部隊(The Patriotic Force that Saved the Country)」と名乗る組織集団は、出席者を殺すと脅した。電話による脅迫には、主催者の家族に対する脅迫もあった。

政府上層部は、政府及びその政策に批判的な記事を公表すると、ジャーナリストを反逆罪で何度も告発し、肯定的な面で政府を表現するよう編集長及び出版社に頻繁に圧力をかけた。伝えられるところによれば、政府及び政府機関は、このような圧力を脅迫や威嚇行為で直接行うこともあった。

警察は2014年4月に、ゴタバヤ・ラージャパクサ防衛相の妻のフォトキャプションを公表したとして、名誉棄損とみなし、デイリー・ラクビマ紙の編集者サマン・ワガーラッチ(Saman Wagaarachchi)を取り調べた。ワガーラッチは2015年5月5日に辞任した。

2014年を通じて、ジャーナリストが殺害又は拉致された報告はなかったが、報道関係者に対する嫌がらせ、拘禁及び物理的攻撃は相次いで発生した。ジャーナリストは、安全に対する恐怖から相次いで国外へ脱出した。政府及び軍当局者の声明は、政府に批判的な記事を公表したジャーナリストが脅威を感じる環境を生み出した。2013年5月に、ダグラス・デバナンダ(Douglas Devananda)伝統産業・小企業開発相は、北部州議会選挙及びジャフナのHSZへのおける再定住に関する報道機関職員に向けた発言で、集まったジャーナリストに、この発言を誤って解釈した場合は、報道機関を「徹底的につぶし」、組織に法的措置を講じる権限を行使すると述べた。

2014年を通じて、タミル語の日刊紙 *Uthayan* に対する攻撃が相次いで発生し、脅迫及び攻撃を受けたジャーナリストがその出来事を報告するために届け出る見込みは以前よりはるかに少なくなっている。*Uthayan* 紙に反対する運動は数年前に遡るが、ジャフナ大学のグラウンドに政府軍がなだれ込んだ様子を録画しようとしていた *Uthayan* 紙の T. Mano Premanath 編集長を、身元不詳の攻撃者が襲撃した 2012 年から再び本格的になった。同氏がジャフナ大学の学生と集会を行っている間に、新聞社の最高経営責任者で、タミル国民連合(Tamil National Alliance)議員の E. Saravanapavan の車の窓がコンクリートブロックで壊された。2013 年には、*Uthayan* 紙の複数のジャーナリスト及び職員が頻繁に、治安部隊や政府とつながりがあるとされる準軍事組織による嫌がらせ、監視、尋問及び攻撃の被害者になった。

政府を支持する攻撃集団は 2014 年 4 月にも、*Virakesari* 紙の報道記者を襲撃し、骨折を負わせた。11 月には、*Valampuri* 紙の報道記者が政府派の暴力集団に襲われ、打撲を負った。

2013 年 8 月に、軍「脱走者」を含む攻撃者集団がサンデー・リーダー(*Sunday Leader*)紙の共同編集者マンドナ・アベイウィックレマ(Mandana Abeywickrema)をナイフで脅して人質に取り、自宅事務所を荒らしまわった。初動捜査後、警察は、この襲撃は「よくある押込み強盗」未遂だと主張した。この窃盗団は数日後、再び同氏の自宅を襲った。アベイウィックレマはこの襲撃後、国外に脱出した。かつては報道の自由の支持者であった政府を支持する複数のオーナーらは、2012 年に、サンデー・リーダー紙を買い取った。サンデー・リーダー紙の元編集者フレデリカ・ヤンス(Frederica Jansz)は、ゴタバヤ・ラージャパクサ防衛相からの電話脅迫等の脅迫行為を受け、国外に脱出した。

ジャーナリストに対する攻撃においては、政府は一貫して、被疑者に有罪宣告をせず、この事案で逮捕者が出るのは稀であった。2011 年に発生した *Uthayan* 紙の編集者グナナスンダラム・クハナタン(Gnanasundaram Kuhanathanz)の襲撃、2010 年のパラギース・エクネリゴダ(Prageeth Ekneligoda)の拉致事件及び 2009 年のサンデー・リーダー紙の編集長ラサンタ・ウ

イクレマトウンガ(Lasantha Wickrematunge)の殺害事件の解決において、政府はいかなる進展も示さなかった。警察が上記の攻撃の加害者を逮捕しないこと及び当局が逮捕した容疑者に有罪判決を下さないことにより、法執行組織は広い範囲の拘禁及び監視権利を有するが、政府に批判的な個人に対する攻撃事案の解決には無力であるという背景の、広範囲に及ぶ刑事免責が浮き彫りになった。

検閲及び内容の制限: 伝えられるところによれば、警察は、ラージャパクサー一家に対する報道機関のあらゆる言及を監視し取り締まる特別組織を維持した。伝えられるところによれば、当局は、国営企業及び民間企業に政府に批判的な新聞テレビ局の広告掲載を中止し、政府に好意的な報道機関の広告を掲載する命令を通じて、定期的に圧力をかけた。政府に批判的な新聞各紙は、いずれも国営又は年金プログラム及び他の投資を通じて利益を得ている大手銀行から信用貸しを受けるのが困難であった。民間の批判的報道機関は、説明責任、人権、民主的統治及び政府当局者、特に大統領とその家族に対する批判について特に、自己検閲を実施した。

名誉棄損法／国家安全保障: 政府は2009年に、1973年の報道評議会法(Press Council Act)を正式に復活させた。この法律には、罰金及び長期の刑期を含む罰則措置を科す権限が組み込まれており、政府内部の情報伝達、内閣の決定、国家安全保障に影響し得る軍事問題及び、買占め又は思惑価格の上昇につながり得る経済政策の詳細を論じる記事の公表を禁じている。

政治家はジャーナリストに対する名誉棄損訴訟を利用して、過度に否定的な報道をしないようジャーナリストを脅迫することがあった。2014年を通じて、議員でウタヤン紙の最高経営責任者 E. Saravanapavan に対する様々な政府幹部当局の名誉棄損訴訟が相次いで発生した。

非政府組織への影響: 政府を支持する準軍事組織及び犯罪集団は政党と結託して、特に北部地域における表現の自由を阻害した。伝えられるところによれば、EPDPの複数の党員がジャフナ県で活動するジャーナリストに対する嫌がらせ及び脅迫に関与した。EPDPは次第に、反政府派の報道機関外部での大衆抗議運動を、自己検閲を促す脅迫戦術に利用するようになった。

2014年を通じて、ジャフナ県でのEPDPの抗議運動は、反EPDPの姿勢を強行に示すジャフナ県の *Thinakkural* 紙に対するものに絞られた。

インターネットの自由

政府は、それが猥褻とみなすウェブサイト及び政府に批判的とみなすウェブサイト等の、インターネットへのアクセスを制限した。政府は定期的にコロンボ・テレグラフ(*CoLombo Telegraph*)及びLTTEを支持するウェブサイトを初めとする複数のタミル語ニュースウェブサイトウェブサイトへのアクセスを妨害した。マスメディア・情報省(Ministry of Mass Media and Information)は2011年から、国内のニュースを伝える複数のウェブサイト、政府への登録を義務付けている。同省は、「国、大統領、大臣、上級公務員及び他の要人のイメージに有害な」素材に関する苦情を受けてから、特定のウェブサイトへのアクセスを妨害した。これ以降、同省は10のウェブサイトを妨害したが、このうち1つはその後妨害を解除された。2014年を通じて、政府はこれ以外にも様々なニュースウェブサイトも妨害した。

2014年5月12日に、国内のインターネットサービスプロバイダ(ISP)会社は、カルム・シーワータ(Kalum Shivantha)編集長によるHRCSLへの苦情に応じて、反政府系ニュースウェブサイトへのアクセスを妨害した。あるウェブサイトの編集者Subhash Jayawardhanaは5月29日に、HRCSLに苦情を申告し、国内の全ISP会社がウェブサイトを妨害したと主張した。

フリーダムハウスは2014年12月に、*ネット上の自由2014* 報告書の中で、インターネットユーザーに対する暴力及び嫌がらせの事件は減ったが、伝統的なジャーナリストに対する「脅迫行為は増加した」と述べた。報告書では、2014年3月に、ソーシャルメディアを「退廃」と呼んだラージャパクサ大統領の声明に従って、マスメディア・情報省がソーシャルメディアを規制する委員会を結成した事実を強調した。年末の時点で、この委員会の効果は不明確であった。報告書の結論によれば、2014年を通じて、オンラインニュースサイトに対する政府の抑圧的傾向が相次いで見られた。

学問の自由及び文化的イベント

複数の主張によれば、大学関係者は教授及び大学生が政府当局者を批判するのを阻害した。一部の大学によれば、脅迫の風潮は自己検閲をもたらした。

サバラガムワ大学(Sabaragamuwa University)の複数の学生は2014年10月5日に、S.B. ディサナヤケ(Dissanayake)高等教育相(Minister of Higher Education)が構内を訪問した際に、学生寮の基準の低さを訴える抗議デモを行った。同相は、警察に放水銃及び催涙ガスを使って抗議デモを解散させるよう命令した。当局は抗議運動の発生後数週間にわたって大学を封鎖した。10月5日の抗議デモに追随して10月10日に行われた断食抗議運動で、身元不詳の男性集団30人が学生を襲撃した。当局は学生13人をPambahinnaの地元の病院に入院させた。複数の監視団によれば、負傷した学生は他にも25人いた。大学間学生連盟(Inter-University Student Federation)の主催者Najith Indikaが報道機関に話したところによれば、大勢の学生が警察に電話したが、だれも助けに来てくれなかったということである。NGO、Campaign for Free and Fair Elections(CaFFE)は2014年10月23日の報道発表で、Pambahinnaのサバラガムワ大学で起こった学生に対する襲撃は明らかに政府がお膳立てしたものだ」と述べた。

特に北部地域における政府の監視によって、地元の文化行事は頻繁に中止になった。政府軍は、結婚式及び成人式パーティ等の若い女性のための公衆の集まりを全て、北部地域の現地軍当局者に報告するよう義務付けているため、多くの家族が基本的な文化的及び社会的儀式の開催又はそれへの参加を恐れた。

2014年10月22日に、機動隊は、議会近隣で発生した学生の抗議運動を、ゴム弾及び放水銃を使って解散させた。この事件で、少なくとも20人が負傷し、3人が病院に搬送された。この抗議運動を主催したのは、国内各地の大学の学生およそ4,000人が加盟する大学間学生連盟であった。学生の不満は、教育インフラへの投資不足、適格な能力が不十分な教員及び職員のもの

雇用及び、研究プログラムに悪影響を与えるカリキュラムの変更などであった。

2014年を通じて、ジャフナ大学の学生及び教員に対する集中的な監視及び嫌がらせが相次いで発生した。5月5日に、ジャフナ大学登録局(Jaffna University Registrar)は、何の説明もなく2014年5月16日から20日まで大学を休校すると公表した。時期的に、ジャフナ大学の学生が5月18日に内戦終結時の死者の追悼式典の開催を予定していた矢先のことであった。5月7日には、戦争犠牲者を追悼する活動とされる者に対し、特定の教員、学生指導者及びジャーナリストに対する殺人の脅迫状が掲示された。5月18日には、「母国を守る軍隊」(Troops to Safeguard the Motherland)が「最終警告」という見出しの貼り紙をジャフナ大学構内に張り付けた。この貼り紙は、LTTE 復興活動疑惑についての、ジャフナ大学の管理職員、教授、学生指導者及び新聞記者に対する報復の脅迫状であった。この出来事に対する複数の報告によれば、ジャフナ県の治安部隊司令官 Udaya Perera 少将(Major General)は、大学幹部を政府軍が運営するジャフナ県の宿泊所に呼び出し、戦没者の追悼式典を行わないよう威嚇した。

教育省は2013年2月に、陸軍の中尉、大尉又は少佐の肩書きを受けるための軍の訓練について、4,000人の校長に聞き取り調査を行う意向を発表した。批評家は、この措置を民間教育機関への軍の不必要な介入と指摘した。2014年を通じて、校長が軍の訓練を申請するプログラムが相次いで提供された。

大学リーダーシップ教育プログラム(University Leadership Training program)も論争を引き起こした。これは、2011年に発足したもので、政府は新入生全員に、授業が始まる前までに修了することを義務付けた。軍が実施するもので、政府はこのプログラムを、身体活動による1つのリーダーシップ訓練として推進し、およそ23,000人の新入生が対象になった。防衛省は2014年9月に、ウェブサイト上で、このプログラムについて説明した。それによれば、これは「規律、指導力、自己管理、忍耐力、連帯責任、self after the country、国民の公約、道徳心の向上、能力開発、資源管理[及び]、意思疎通」に焦点を当てた3週間の活動である。同省は、政府はこの訓練を陸軍の訓練学校及び施設、国内3箇所の海軍訓練学校及び空軍訓練

学校で行うと付け加えた。国民の多くがこの義務及び軍の学校教育への意図的介入に反対した。タミル人学生は、強制参加による不快感と精神的苦痛を報告した。他にも、参加前の健康診断プロセスの欠如に関する不満が出た。当局の報告によれば、プログラムの開始から、少なくとも1人の死者が出た。

b. 平和的集会及び結社の自由

集会の自由は法の定めるところであるが、政府はこの権利を尊重せず、再三にわたって制限した。政府は軍の代表に、北部地域での大衆集会に立ち会うことを義務付けた。治安部隊が抗議デモへの参加を制限する事例又は当局が抗議デモの許可を拒否する事例が複数あった。

TIDは2014年5月23日に、強制避難したキルノッチ県住民の再定住の完了と、軍による土地の強制収用を防ぐことを政府に求める5月26日の抗議デモを主催したとして、タミル民族人民戦線(Tamil National People's Front)のキルノッチ県代表、Thangaraj Jegatheeswaranを逮捕した。この結果、予定されていた抗議運動は延期された。2014年末時点で、当局はJegatheeswaranを罪状なしにブーッサ拘禁施設に収容していた。報道機関によれば、10月8日にバブニヤ県Nedunkernyで、オートバイに乗った身元不詳の男達が、バブニヤ県民委員会(Vavuniya Citizens' Committee)の委員長Kirushnapillai Thavarasaを襲撃した。理由は、10月10日に「ジャヤクマリの解放」抗議運動を計画したことであった(第1節dを参照)。この抗議運動は実施されたが、Thavarasaは参加しなかった。

政府との結び付きが噂される集団は、頻繁に平和集会を妨害した。例えば、2014年8月4日には、仏教僧率いる群衆がコロンボの社会・宗教センター(Center for Society and Religion)内にあるカトリック系教会の敷地内に乱入した。外交団と失踪者家族の会合が行われていたところであった。群衆は敷地内に乱入し、会合の進行を妨げ、会合への参加を要求した。平和的集会をそれが始まる前に阻止するために仏教僧を送り込む威嚇行為は、結社の自由を妨害する意図で政府の側近者がよく使う戦術になった。

結社の自由

結社の自由は法の定めるところであるが、政府はこの権利を必ずしも尊重しなかった。PTA に基づく制限を含め、いくつかの制限が存在した。政府は多くの場合、諜報員を使って、結社を根拠とする民間人の逮捕及び取調べを行った。

c. 信教の自由

www.state.gov/religiousfreedomreport/にて国務省の国際的宗教の自由に関する報告書を参照のこと。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律は、全ての国民に「移動の自由及び住居の選択の自由」並びに、「帰国の自由」を認めているが、政府は多くの場合、この権利を制限した。

政府は、IDP 及び難民問題については UNHCR に概ね協力的であったが、庇護事案については UNHCR に協力しなかった。政府は、他の人道組織にも協力したが、NGO 及び一部の国際組織による北部地域への立入りを制限し、プロジェクトに対する許可の取得及び大統領特務機関 (Presidential Task Force) (PTF) の立入りを義務付けた。この機関は、2014 年 5 月に、5 年の任務の末、撤廃された。この結果、UNHCR も NGO も、プロジェクトによっては実施が困難になった。

国内移動：政府は、バブニヤ県の重要な分岐点である北部県内全域で、検問を相次いで行ったが、内戦時及び内戦直後に比べると、検問所の数は少なくなった。戦勝記念日を祝ってジャーナリストが行った 2014 年 5 月の献血運動は、*Uthayan* 紙、*Valampuri* 紙及び *Thinakkural* 紙

のジャフナ支局が軍の妨害を受ける結果になった。目的は、記者が献血液を病院に運ぶのを阻止するためであった。病院から人を遠ざけるための検問所が設置されたという報告もあった。

軍事基地及びHSZ及びその付近への立入りは引き続き制限され、制限地帯はフェンスからおよそ2.5マイルに及んだ。特に北部州の住民は、移動及び農地及び漁業水域への立入り許可の取得が困難であった。

政府は2014年10月に、外国籍パスポートの所持者全員に、北部州への移動について、防衛省の事前の承認の取得を義務付ける意向を発表した。

ICCPRの導入に関する疑問に応じた2014年10月の回答において、政府は「治安部隊による移動の自由を制限する、元戦闘員の調査、脅迫及び監視」に対する申立てを却下したが、2014年を通じて、かかる措置の報告は依然として頻繁に伝えられた。例えば、2014年3月及び4月に北部州で行われた一斉検挙では、元戦闘員が特に標的にされた。元戦闘員が後日話したところによれば、他の民間人と同じ移動の自由を与えられていないと感じるということである。

国外追放：政府は国内のある場所から別の場所に個人を追放したり、国外へ強制追放したりすることはなかったが、本人の意思による亡命に基づく出国は政府の脅威に晒され、当局は、法律違反で当局から告発されている場合を除き、帰国は安全懸念により賢明でないという了解の下に許可した。国内に隠れている者も多かった。

国内避難民 (IDPs)

国内避難民の人権に関するUN特別報告者チャロカ・ベヤニ(Chaloka Beyani)は2013年12月に、スリランカを視察訪問した。ベヤニはUNHRCに向けた6月の報告書の中で、内戦時に破壊されたインフラ再建に「著しい進歩」が見られたが、「かかるインフラ再建と膨大な数のIDPの生活の連携」を図る必要があると結論した。報告書によれば、IDPの多くは、依然とし

て「長びく避難生活を送っており」、帰還者の多くも、北部及び東部州に戻るか、州内で移動し、依然として「極めて不安定な状態で」暮らしている。報告書は最後に、内戦後の再建で、全ての IDP はもとより、移住者及び出身地域への帰還者に対する長期的解決に包括的に取り組むようにするためには、「協調的努力」が不可欠であると述べた。ベヤニによれば、スリランカの数千にも上る IDP に対する長期的解決を阻む最も重大な障害は、治安上の懸念と移動の自由に対する障害、説明責任の欠如、和解に対する障害及び女性と子どもに対する保護の懸念である。

人道機関の推計によれば、IDP の定義に適合する国民はおよそ 90,000 人で、その多くはジャフナ県、プッタラム県 (Puttalam)、トリンコマリー県及びバブニヤ県に居住していた。IDP はだれでも移動の完全な自由を与えられたが、大多数は地雷が撤去されていないこと、自宅周辺が機密地域、HSZ 又は排他的経済水域 (EEZ) の一部に指定されている制限、生計手段の機会の欠如、土地所有権を証明する書類の提供等の基本的公共サービスを利用できないこと、競合する土地請求権に対する政府の断固たる姿勢の欠如及び、他の紛争関連の破壊により、出身地に帰還できなかった。IDP の生活状態はたいてい困難で、複数の人道組織によれば、避難所、食糧安全保障、水と衛生及び保健医療サービスに対する災害対応の最低要件を規定する国際基準を満たしていなかった。このため、人道機関の代表は、限られた範囲だが不可欠な支援を北部及び東部州地域の IDP に提供し続けたと述べた。

IDP が直面する問題をほぼ解決し、再定住の処理を成功させたとする政府の主張に反して、国内外の NGO 及び UN 機関は、特に、IDP の再定住に向けて不可欠な社会サービスを大量に提供し続けた。スリランカ国内の IDP の人数の政府側の正式な集計は、出典資料によって、0 人から 24,000 人までばらつきが見られた。

IDP の再定住における現地政府機関と人道機関の連携は、多くの人道機関が撤退したこと、人道的支援を連係させるための国連主導の「クラスター(支援調整組織)システム」の解散、人道的プロジェクトの連携に対する政府軍、PTF (2014 年 5 月に終了)、経済開発省及び財務省の外

部資源局の 干渉によって縮小した。国連は 2013 年に、少数の現地事務所を除くすべてを撤退し、キリノッチ県、ジャフナ県及びバブニヤ県及びバツィカロア (Batticaloa) 県の小事務所のみに留まった。国連人道問題調整事務所 は、主な人道問題調整活動の最終段階に入っており、年末の時点で、常駐調整官の事務所を拠点とする最低限のスタッフに縮小した。

ムッライッティープ県及びキリノッチ県に再定住した IDP の多くが報告したところによれば、政府は、地雷及び不発弾を撤去した土地を迅速に提供したが、十分な避難所、水及び衛生設備は与えられず、保健医療及び教育サービスも不十分で、基本的経済機会がないこともあった。政府が再定住プロセスを急ぐあまり、危険が伴うこともあった。帰還者の多くが報告したところによれば、居住地で不発弾又は地雷が見つかったということである。ジャフナ県の再定住では、帰還した住民が短期間で埋めた井戸から大量の死体を見つけたこともあった。政府は国内外の監視団に、IDP 状態は終了し、だれもが基本的サービスを受けられるようになったと主張した。寄付団体は相次いで、人道支援から復興及び長期的開発支援に移行した。この結果、IDP の再定住支援は依然として不十分であった。

長期間 IDP の中には、1990 年に LTTE がジャフナ県、キリノッチ県、ムッライッティープ県、マンナール県及びバブニヤ県から強制退去させたおよそ 35,000 人のイスラム教徒が含まれる。イスラム教徒 IDP の中には、20 年以上もプッタラム県近隣の IDP キャンプで「受入れ家族」と暮らしており、マンナール県の元の土地への帰還を望まなかったが、政府は 2013 年に、このような IDP の多数を、通知せずにプッタラム県の居住地登録から抹消し、マンナール県に再定住するよう命じた。一部の監視団は、これを、同県内のイスラム教徒の選挙ブロックを減らすための政治的動機に基づく行動とみなした。この結果、マンナール県におけるイスラム教徒とタミル人間の緊張及び限られた資源をめぐる紛争が拡大した。政府は、国内の他地域に居住するシンハラ人を政府の資金で北部州に定着させたとも言われている。人道機関の報告によれば、州境の県(特に、バブニヤ県)では、政府は、タミル人又はイスラム教徒が再定住した地域よりも、シンハラ人が再定住した地域へのサービスを優先した。

長期間避難民の中には、HSZ 又は EEZ によって強制避難させられ、ジャフナ県の福祉施設に住居する人々、受入れ家族と暮らす人々及びトリンコマリ県の仮設キャンプで暮らす人々、およそ 30,000 人が含まれた。

UNHCR は IDP に関する 2013 年 6 月の *Tool Three* 報告書の中で、北部及び東部地域では、母子家庭の女性間全般に不安感が募っていると述べた。母子家庭は北部州だけでも 40,000 世帯ある。報告書の続きによれば、聞き取り調査を行った IDP のほぼ 60 パーセントは軍野営地から 1 マイル以内の場所で暮らしている。政治的意見を「気楽に」話せると感じていたのは女性では 19 パーセント、男性では 35 パーセントだけであった。ムッラितティープ県及びキルノッチ県では、聞き取り調査対象者のそれぞれ 43 パーセント及び 49 パーセントが、軍は所属コミュニティの「定住紛争」に関与したと述べた。UNHCR によれば、北部及び東部地域では、コミュニティが治安部隊に隣接していることで、住民に対する政府関係者及び政府軍関係者の残忍で非人間的且つ品位を傷つける扱いが増加した。

ベヤニ特別報告者の最終報告書によれば、「IDP 及び現地で統合された人々、帰還者又は移住者の現在の居住地、ニーズ及び強い願望に関する正確な知識がないために、長期的解決策が見つからない人々のニーズを満たす有効な回答を考案するのが困難になっている」。2014 年を通じて、政府は 13 の国連機関及び国際 NGO と協力して、北部州、東部州及び北中部州内 8 県全域の IDP 家族 7,000 世帯超に関する共同ニーズアセスメント (joint needs assessment) (JNA) を行った。年末の時点で、当局は JNA 報告書を公表していなかった。

難民の保護

庇護の申請：庇護又は難民の地位の付与に関する法の規定はなく、政府は難民の保護制度を定めなかった。

政府は 2014 年 6 月から、数百人に及ぶパキスタン、アフガニスタン及びイラン出身の庇護希

望者を拘束するようになった。多くは、パキスタン出身のアフマディー教徒、キリスト教徒又はシーア派イスラム教徒であった。政府は公式声明の中で、2014年6月に拘束を開始してから、庇護希望者は他の請求の中でも特に、国家安全保障、公衆道徳及び公衆衛生、また就職希望者にとって脅威であったと述べた。政府は、請求を裏付ける証拠を提示せず、国内の庇護希望者の数をかなり誇張して発表した。UNHCRによれば、庇護希望者の数は最大で1,600人程度であった。UNHCRは2014年7月に、スリランカ政府の憂慮に応じて、難民認定(RSD)及び再定住斡旋の迅速化に役立つ行動計画を提出した。政府は、初めはRSDの実施に向けたUNHCRと庇護希望者の面会を認めなかったが、少しでも多くの庇護希望者にRSD手続きを実施する意図で追加されたUNHCRの支援スタッフに、ビザを承認した。

政府は2014年8月1日に、一日8人の割合で、拘束した庇護希望者の強制送還を開始した。これは、8月15日の裁判所命令で、事案の1つの証拠審理を行うために強制送還が一時的に中止されるまで続けられた。裁判所は9月1日に、強制送還を開始する方法を許可した。強制送還を中止する意向を複数の国際コミュニティに約束したにもかかわらず、政府は9月5日に強制送還を再開した。強制送還を使わない原則を尊重することを求める国際コミュニティ及び市民団体の声明及び要求に反して、再開後の拘束及び強制送還が終了した11月までに、政府はおよそ385人の申請済み庇護希望者を強制送還した。2014年末時点で、拘束中の庇護希望者は24人であった。

難民に対する虐待：2014年6月から11月までに政府が拘束した庇護希望者500人のうち少なくとも30人は難民と確定された。拘束された30人のうち20人は拘束中に難民の地位を認められた。書類に記載された難民及び庇護希望者は、警察及び治安部隊から嫌がらせや監視を受けたと報告し、多くは家族の保護状態を憂慮していた。

無国籍者

UNHCRによれば、スリランカには、法的に又は事実上無国籍状態の住民はいない。子どもは、

国内で出生したか外国市民であるかに関係なく、スリランカ人の親から市民権を取得する。

2003年のインド出身者に対する国籍付与法(Grant of Citizenship to Persons of Indian Origin Act)では、無国籍者、特に高地タミル人(Hill Tamils)に国籍取得の機会を与えている。政府は2009年に、インドのタミル・ナードゥ州(Tamil Nadu)の難民キャンプでスリランカ人タミル族の中で暮らす高地タミル人に特に国籍を付与する法律を複数可決したが、こうした人々の探索と登録及び、市民権の付与における進展は遅れていた。UNHCRは、無国籍のインド出身タミル人が多数派を占める農園地域の3県で、出生及び市民権書類作成キャンペーンを支援した。

第3節 政治的権利の尊重：自らの政府を交代させる権利

自由且つ公正な選挙で自らの政府を平和的に交代させる国民の権利は法の定めるところであるが、選挙は概ね、全主要政党(特に、与党連合)による選挙法の濫用、有権者の脅迫及び与党連合による多額の国家財源の流用を被った。これらの活動は選挙結果に大きな影響を与えた。

選挙及び政治的な参加

最近の選挙：執行権は2010年に2期目の6年任期の再選を果たした大統領が保持し、他方、立法権は2010年に選出された議席数225の議会が行使している。政府は大統領一家に席卷され、ラージャパクサ大統領の2人の兄弟が防衛相及び経済開発相として内閣の要職に就き、3番目の弟が議会の広報官に就任した。息子を含め、ラージャパクサ大統領の他の親族の多くも、政治及び外交の要職に就いた。独立した監視団は、大統領選挙、議会選挙及び地方選挙を概ね問題があると特徴付けた。どちらの選挙も、全主要政党による選挙法違反が目立ち、与党連合による選挙資金の多額の利用に影響された。

大統領は2014年11月20日に、前例のない3期目の就任を目指して、予定された選挙より2

年も早い2015年1月8日の解散総選挙を要求した。選挙管理委員会(Elections Commission)が現大統領及び野党統一候補で元保健相及び大統領のスリランカ自由党(Sri Lanka Freedom Party)の幹事長マイトリパーラ・シリセーナの上位2名を含む候補者19人の指名を承諾すると、12月8日に1ヵ月間に及ぶ選挙運動が始まった。地方選挙監視団は、12月を通じて両陣営の様々な選挙法違反を追跡したが、大統領の与党、統一人民自由同盟は、ありとあらゆる職権乱用を行った。これには、大統領の選挙運動支援に向けた国家資源の流用及び選挙集会及び野党支持者に対する攻撃などがあつた。警察は少数ながら、暴力事案で、ハンバントタ(Hambantota)市長のエラジ・フェルナンド(Eraj Fernando)を初めとする加害者を逮捕したが、当局は告発せずに速やかに保釈した。2014年12月29日時点で、国内の選挙違反監視組織、Center for Monitoring Election Violenceが特定した、選挙運動絡みの「大規模な」暴力事件は117件を数えた。事件の数は2010年の大統領選挙を下回つたが、地方選挙監視団はこの時点で既に、大統領側の選挙運動に選挙法違反が数多く見られたことから、今回の選挙は自由且つ公正でないと結論していた。

2014年3月に、南部州及び西部州で、9月にウバ州で州議会選挙が実施された。選挙は選挙法違反、特に、与党候補側に対する公的資金の流用が目立つ形になった。国内NGOのCaFFEによれば、ウバ州議会選挙は、過去2年の州議会選挙の中で「最も暴力的で選挙法違反が最も多い州議会選挙」だった。CaFFEによれば、ウバ州議会選挙で見られた「有権者に対する物資両面のばら撒きは前代未聞であつた」

政党及び政治参加： 政党は、野党の政治行事が至る所で秘密裏に監視される北部州では特に、事由自由に活動又は組織することは概ね不可能である。2014年を通じて、北部衆議員に対する嫌がらせ及び監視が多数報告された。北部州議員 Ananthi Sasitharanによれば、治安部隊は、2014年を通じて、同氏の自宅及び3人の未成年の子どもをたびたび監視したということである。

伝えられるところによれば、2015年1月に大統領選挙を実施するか否かの論議が政府内で進

むにつれて、2014年10月から11月にかけて、野党に対する暴力及び脅迫が相次いで発生した。例えば、CaFFE 報告によれば、2014年10月1日に UNP の行事を主催するはずだった家屋に火炎瓶及び石が投げ込まれ、野党候補に対する攻撃は5日間で3回目だということである。CaFFE の事務局長 Keerthi Tennakoon によれば、「大統領選挙の前に野党を委縮させて出馬を取り消させる政府の幅広い戦略の1つである、組織ぐるみの脅迫活動を野党が受けた徴候」が複数見られた。また Tennakoon によれば、この攻撃は野党の最近の復活が引き金になった可能性があり、政府は強い支持層を持つ野党党员にこの一連の攻撃を仕掛けており、かかる攻撃は頻度及び激しさを増す可能性がある。

2014年4月17日に、大統領側の党员、ハンバントタ市長率いる群衆が、マッタラ国際空港 (Mattala International Airport) 及びハンバントタ港を視察訪問していた UNP 議員陣営を襲撃した。事件を映した映像には、市長が銃を振り回して威嚇する様子が映っていた。市長は、偶然持ち合わせていた玩具の銃だと主張した。2014年10月21日には、事実確認ミッションでスレイブ・アイランド (Slave Island) にあるスリランカ港湾公社 (Sri Lanka Ports Authority) の保安訓練施設 (Security Training Institute) を訪れていた野党議員陣営が群衆に襲撃された。この襲撃による逮捕者はいなかった。

女性及び少数派の参加：女性又は少数派が男性又は非少数派と同じレベルで政治生活に参加するのを妨げる法律はない。女性の参加を妨げるのは文化及び社会的障害で、これには、経済的制約及び麻薬取引、地元の犯罪集団及び他の犯罪活動との癒着つながりであることが多い国内政治家の暴力性などがある。女性又は少数派が政党に占める定数又は比率に対する規定又は割当てはなかった。議会では定員225人中女性議員は13人で、閣僚は2人、最高裁判所では定員11人中女性は1人であった。タミル人議員は27人、イスラム教徒議員は18人であった。

第4節 公務員の汚職及び政府内の透明性の欠如

公務員の汚職に対する刑事罰は法の定めるところであるが、政府はこの法律を事実上実施せず、

立法、行政及び司法府に携わる公務員は、汚職行為に頻繁に関与したが、刑事責任を問われなかった。

汚職： 公務員、特に郡事務局長、警察職員及び学校長及び教員に対する多額の賄賂及び収賂の苦情申立てが相次いで発生した。賄賂・汚職申立て調査委員会(Commission to Investigate Allegations of Bribery or Corruption)は引き続き、苦情の調査及び汚職で告発された個人に対する法的措置の実施において、過去数年よりも積極的に活動した。この賄賂委員会は汚職調査を発動する権限はなく、汚職の報告を調査するに先立ち、正式な苦情申立てを待機しなければならない。公衆は内部告発者に対する保護の欠如を理由に苦情申立てを提出するのを躊躇することが多かった。

2014年7月の報告によれば、2014年前半を通じて、学校関係者に対する裏口入学関連、特に志望者数の多いコロomboの学校の入学許可についての苦情申立てが250件提出された。

同賄賂委員会は、法律関係者20人及び警察の捜査官200人を動員して、苦情申立て調査を行った。委員会は犯罪を、刑罰が7年以下の禁固刑である一賄賂額が2,000ルピー(\$15.38)を超える一「大規模な」犯罪を伴う2つのカテゴリーに分類した。委員会は少額の収賂罪の調査にも焦点を当てていたようだが、上層当局に対する政治色の濃い告発には消極的であった。

賄賂委員会が2013年に受理した政府関係者に対する苦情申立ては3,163件で、過去数年に比べて大幅に増加した。当局が調査を発動したのは147件で、95人を逮捕した。2013年末時点で、77事案が審理中であった。直近の統計データは入手できなかった。

多数の政府機関及び国営企業内で汚職及び一般的な不正運用が蔓延していた。多くの監視団が政府に対する批判を鎮静化するための政治的動機に基づく措置と評した、シラニ・バンダラナヤケ司法長官の物議を醸した罷免における、賄賂委員会の協力を除き、当局は地位の高い公務員又は政治家の汚職又は在任中の職権濫用を訴追しなかった。汚職監視団の主張によれば、汚

職は政府上層部にも及んだ。

資産公開：国民はだれでも、法の下に、選挙で選ばれた公務員の資産及び負債に関する記録を、手数料を払って閲覧することができる。議会、地方自治体、州議会及び大統領選挙の全候補者は法の下に、その資産及び負債を議会の広報担当官に申告しなければならない。この法律の遵守を徹底するための追跡調査はなく、遵守に関する報告はほとんど又は全くなかった。

情報の一般公開：政府の情報に対するパブリック・アクセスを定める法律はない。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

政府による制限及び死の脅迫を含む攻撃の物理的脅威にもかかわらず、国内外の複数の人権擁護団体は引き続き、人権侵害事案を調査し、調査結果を公表した。政府は国内外の NGO に大抵批判的で、NGO の支援要請に応じようとせず、かかる支援を要請した NGO に圧力をかけた。

2010 年に社会サービス省 (Social Services Ministry) から防衛省に移管された NGO 事務局 (NGO Secretariat) は、2014 年末時点で、社会サービス省の管理下にあった。複数の NGO によれば、省の手続き及び規則の執行には明確性がなかった。

政府及びその支持者は、特定地域の NGO 活動家に依然として敵意を抱いており、政府当局者は、外国情報筋の調査結果を受入れる NGO に概ね批判的であった。統治、透明性及び人権等の問題について政府に批判的な組織は特別な監視を受けた。

政府は 2014 年 5 月に、2009 年から北部州での国内外 NGO 及び国連の活動を承認する権限を有する法に基づかない組織、北部州の再定住・開発及び治安に関する大統領特務機構 (Presidential Task Force for Resettlement, Development, and Security in the Northern Province) を撤廃した。2014 年末時点で、この措置が北部州における NGO のサービス提供に好

影響を与えたかどうかは不明であり、この地域の NGO は、活動に対する治安部隊の様々な嫌がらせ及び監視活動を相次いで報告した。一部の NGO によれば、2013 年 9 月に選出された北部州議会は、NGO に支援を提供し、以前はなかった政府との交流の場を設けた。

当局は人権擁護活動家に対し、その活動を理由に頻繁に嫌がらせ行為、追跡及び恣意的拘禁を行った(第 1 節 d を参照)。2014 年 3 月 16 日に、治安部隊は、3 月 13 日のキルノッチ県でのバレンドラン・ジェヤクマリの自宅逮捕に関する詳細を収集しようとしたとして、人権擁護活動家のルキ・フェルナンドとプラビーン・マフェサンを拘禁した(第 1 節 d も参照のこと)。この逮捕に対する国際批判を受けて、当局は 51 時間に及ぶ拘禁の末、3 月 19 日に二人を釈放した。

過去数年と同様に、匿名の政府支持者によるポスターキャンペーンが相次いで発生し、政府が機密扱い領域とみなすものに従事する人権擁護活動家及び NGO 活動家に脅威を与えた。2014 年 10 月 23 日には、「報道の自由、人権及び民主主義を口実にした」「破壊」を求める「非愛国的 NGO 連中」を批判するポスターが、コロンボの交通量の多い道路の 1 つの交差点沿いに張り付けられた。10 月 25 日には、コロンボ及びニゴンボ(Negombo)に、有名な人権擁護活動家及び NGO 活動家、特に、Brito Fernando' s Right to Life and Families of the Disappeared 組織構成員の写真入りポスターが掲示された。第 24 回全国失踪者の日(National Day of Disappearances)記念日の追悼式典を 2 日後の 10 月 27 日に控えてのことだった。このポスターでは活動家を、金のために「人の不幸を売った」「アメリカのカラス」や「悪魔」と呼んだ。10 月 27 日の夜中には、身元不詳の襲撃者がフェルナンドの自宅正面の窓に大きな石が 2 つ投げ込まれた。この襲撃による負傷者はいなかった。2014 年末時点で、警察はこの事案でだれも逮捕していなかった。

北部及び東部地域で、心理社会的カウンセリング、地元住民の優れたガバナンス訓練及び法的扶助等の問題に取り組むプロジェクトを提案した NGO は、政府の活動許可を得るのが困難であった。国際 NGO の職員は、労働ビザの更新が困難になることが多く、政府は外国人スタッフが入国ビザを取得できにくいようにした。政府は、外国人スタッフに対し、北部州への移動にも

新規の追加承認を義務付けた。政府は 2013 年 4 月から、全てのホテル及び宿泊施設に、宿泊者名簿に記録した外国人客のパスポート情報を警察に提示することを義務付けるようになった。この慣行は 2014 年を通じて行われた。政府は 2014 年 10 月 15 日に、防衛省の事前の移動認可を取得していない北部州への外国人の全ての移動に対し(スリランカ出身者であっても)、期間が「無期限の」移動登録要件を設置した。UN 機関の外国人スタッフは、2014 年末時点で、包括的な移動認可を受けたが、この措置が NGO の外国人スタッフの制限に与えた効果は現れなかった。

政府は 2013 年 6 月に、国内で活動する全ての NGO に非政府組織登録局(Office for the Registration of Nongovernmental Organizations)への登録を義務付ける新しい規則を発表した。ある政府関係者によれば、遵守しない NGO には厳重な法的措置が講じられるということである。

政府は 2014 年 6 月に、NGO のビザ及び NGO 及び外国人派遣団と政府当局者の相互交流をより慎重に規制する計画を発表した。この新しい行動規範案の下では、閣僚、議員及び政府の--国营企業の経営幹部を含む--上層部当局者は、外国政府又は NGO 主催のプログラムに参加する時及び出国を計画する時は常に、政府の許可を求める必要がある。移動要請及び/又は参加要請には、資金源及び目的も記載しなければならない。この規範は、公用及び私用の両方について、当局者の海外渡航回数の上限も定めており、年間国外滞在日数を最大 10 日に制限している。政府によれば、NGO に対しては、会議及びワークショップに特定したビザ区分を新たに設け、これらのイベントへの参加に向けたビザ申請時に厳密な手続きに従うことを全ての NGO に義務付ける意向だということである。この要件は、専門機関、商工会議所、シンクタンク、NGO 登録局に登録された NGO 及び会社法の下に登録された NGO 等の、全ての市民団体組織に適用されることになっている。2014 年末時点で、政府はこの新規の行動規範を施行せず、施行計画も公表しなかったが、一部の団体によれば、この計画を理由に、複数の個人が自己検閲を行うようになった。

防衛省は2014年7月1日に、NGO事務局の報道発表を交付し、「任務以外の記者会見、ワークショップ、ジャーナリストのための研修及び報道発表の宣伝を行わないようNGOに警告した。これを受けて、法律家連合(Lawyers Collective)は、同省には結社及び表現の自由を制限する権限はないと主張し、スリランカが「権力国家」になりつつあることへの注意を喚起する独自の声明を発表した。報道機関は7月10日に、会社法の下に登録された非営利組織は「NGOの役割を演じており」、NGO事務局への登録を義務付けるとするD.M.S. Dissanayake NGO事務局長の懸念を伝えた。

2014年7月15日に、国営紙 *デイリーニュース(Daily News)* は、政府は少なくとも3つのNGOを対象に、NGO規則違反について調査を開始したと報じたが、組織の名前は出さなかった。この記事は「野蛮NGOを徹底調査(Probing Wild-Ass NGOs)」という見出しで、全ての非営利組織をNGO事務局に強制登録させ、NGOが毎年受け取れる外貨建て資金を制限する新しい法律を策定する予定だとするデイサナヤケ(Dissanayake)の発言を取り上げた。財務省は7月18日に、*デイリーニュース*に、開発プロジェクトにおける外貨建て資金の利用に関する声明を公表した。この記事には、「市民団体、NGO及び民間部門」は、「外国政府機関が資金を調達する」開発プロジェクトを請け負っていることに懸念が示された。選挙及びマイクロファイナンスプログラムが特に懸念されており、政府は全ての政府機関に、「国内の専門知識を利用できる活動に対するドナーの支援」を求めないよう指導しており、資金は中央政府が割り当てるとした。この指令によれば、『外国の支援』を受ける民間部門の組織、NGO又は個人はいずれも関連する政府機関から事前の認可を受けなければならない。この指令は「国が所有する管理システムの円滑な機能を損なう」プログラムには「国民は参加を差し控えるべきだ」と勧告しており、参加者は政府当局者に相談して、活動の「合法性」を確認するべきだとした上で、最後に、外資を利用する全ての組織は、財務省外部資源局の事前認可を必要とすると述べている。2014年末時点で、政府は、2014年7月1日の報道発表で言及した活動について、NGOを罰する可視的措置を講じず、NGOの新しい登録手続きを義務付ける法律も可決しなかった。

国際連合又は他の国際組織：UNHRCは、2014年3月に、「スリランカにおける和解、説明責任

及び人権」促進に向けた決議を 25 対 1 で可決し、「過去の教訓・和解委員会が扱った期間における両当事者による重大な人権侵害及び関連する犯罪疑惑」の包括的な調査を開始するよう OHCHR に要請した。政府は、OHCHR の調査に協力することを拒否した。スリランカ政府は、政府の調査協力を求めるその後の UN の要請に対し、調査を公然と拒否し、OHCHR 調査チームのビザ取得を含め、決して協力しないとした。ゼイド・ラアド・アル・フセイン (Zeid Ra' ad Al Hussein) 国連人権高等弁務官は 2014 年 9 月に、UNHRC への口頭報告の中で、スリランカ政府の調査協力を求める OHCHR の要請を繰り返し、「包括的な真実を求めるプロセスに着手する」よう政府に要請し且つ、「正義と人権を擁護する市民団体関係者に対する脅迫、威嚇及び嫌がらせの風潮を終息させる」よう強く求めた。

高等弁務官は 2014 年 11 月 7 日に、スリランカに関する OHCHR の調査の信憑性と完全性を疑問視するスリランカ政府の度重なる公式声明及び、政府が証人候補を脅迫した活動の山の様な証拠を受けて、報道発表を行い、人権擁護活動家及び調査への協力を望む可能性がある個人に対する脅迫行為を非難した上で、「政府に何も隠すものがないならなぜ、公平な国際調査ここまで異常な妨害を行うのか。」と述べた。弁務官は政府の行動を「国連憲章の支持を約束した国連加盟国にとって許容できない行為」と呼び、「証拠の提示を阻むために」スリランカ政府が生み出した「恐怖の壁」を批判した。国連常駐代表 Ravinatha Aryasinha は 11 月 8 日に、高等弁務官宛てに、この報道発表を「遺憾とする」書簡を作成し、政府は OHCHR の調査に「人々が証拠を提示するのを阻害し脅迫して妨げる」ことを企図しなかったと主張した。代表は、スリランカ政府は OHCHR の調査プロセスについて引き続き懸念を抱いていると述べ、高等弁務官が「進行中の慎重を期す和解プロセスという文脈において、国民とその未来に影響を与える調査の手続きの側面について懸念を提起する主権国家の権利に異議を唱えた」ことに疑問を呈した。

政府は 2014 年 6 月から 10 月にかけて、数百人に上る庇護希望者を拘禁及び強制送還し、拘禁された庇護希望者に面会する機会を UNHCR に与えなかった。4 ヶ月にわたって政府の協力を惜しんだ末、当局は 11 月になってようやく庇護希望者全員と面会する十分な機会を UNHCR に与

えた(第2節 d を参照)。

移民の人権に関する国連特別報告者フランソワ・クレポー(Francois Crepeau)は2014年5月16日から26日にかけて、スリランカを視察訪問した。同月27日の声明の中で、単純作業及び家事労働のために海外、特に中東に行くスリランカ人出稼ぎ労働者が直面する深刻な問題を浮き彫りにし、この国民に対する保護を強化するよう政府に求めた。国内避難民の人権に関する国連特別報告者チャロカ・ベヤニは2013年12月にスリランカを視察訪問し、2014年6月に報告書を公表した(第2節 d を参照)。

2014年末時点で、国連特別手続きの任務保持者からのスリランカ視察訪問の要求のうち9件が実施されていなかった。これには、判事及び弁護士への独立性、少数派の問題、強制的又は非自発的な失踪、人権擁護活動家、表現の自由、超法規的、即決又は恣意的処刑、平和的集会及び結社の自由、法及び慣行における女性差別及び、真実・正義・補償・非再発の保証に関するものがあった。国連人権高等弁務官は、特に、少数派問題に関する独立した専門家及び強制的・非自発的な失踪に関する特別報告者の訪問を進めるようスリランカ政府に求めた、プレイ前高等弁務官の2013年8月の要請を再度要求した。

潘 基文国連事務総長が任命した専門家委員会は2011年に、非交戦地帯の大規模な爆撃、病院及び他の民間標的に対する組織的爆撃、紛争が終結した時点の2009年における紛争地帯の住民の即決処刑、強姦及び拷問等の、政府による重大な国際人道法及び国際人権法違反に対する信頼できる主張があるとする報告書を公表した。報告書では、戦略的緩衝手段としての民間人の利用、強制労働の利用(子どもを含む)及び紛争地帯から脱走しようとした民間人の即決処刑等の、LTTEに対する複数の信頼できる主張も浮き彫りにされた。報告書の推計によれば、民間人の死者数は、政府、LTTE側合わせて40,000人であった。政府当局者は、この報告書の調査結果を強く批判し、報告書の勧告に異議を唱える声明を出したが、国連に対する正式な回答は拒否した。2014年10月に、政府は委員会の調査結果を再び拒絶した。2014年末時点で、委員会の勧告に対する進展は依然としてなかった。

ICRC は 2011 年に、政府の要請に応じてジャフナ県及びバブニヤ県の事務所を閉鎖した。政府は、ICRC が強制収容所に収容されている元 LTTE 戦闘員に接触するのを拒否していたが、2013 年 5 月に、ICRC の接触を再開した。政府は、行方不明者の手続きに関する任務について ICRC とともに国連開発計画とも緊密に協力していると主張し、両組織は最良の慣行に関する協議を行ったと述べた。

政府の人権団体：HRCSL は、人権侵害を調査する権限を有する。主張が立証されると、HRCSL は被害者に対する金銭的補償について勧告を行い、大統領の承認を得て事案を懲戒処分に付す又は訴追に向けて法務長官に委任する又はその両方を行うことができる。政府が HRCSL の命令に従わない場合は、説明を求めるとの召喚状を両当事者に送付することができる。両当事者が不遵守を継続する場合は、HRCSL は、禁固刑又は罰金刑に処される犯罪である侮辱罪として、高等裁判所に事案を報告することができる。HRCSL の本部が 2013 年に受理した苦情申立て件数は合計 4,979 件で、このうち 1,539 件は HRCSL の範囲外であった。HRCSL の国内 11 箇所の地方支部は 4,236 件の苦情を受理した。

HRCSL は制定法により、幅広い権限及び人材を与えられており、いかなる法廷にも証人として喚問されることはなく、公務に関する問題で訴追されることもない。HRCSL がこの権限を行使することはほとんどなかったが、2014 年を通じて、同委員会が事実上放置している大量の未解決事案を抱えているという報告が相次いで発生した。国連拷問禁止委員会は 2011 年の勧告の最後で、「他の政府機関の協力がなく、限られた人材及び資金及び、その調査報告書の未公表にも原因がある、HRCSL がその職務遂行において抱える問題について」懸念を示した。それによれば、HRCSL は事実及び詳細を判断する調査的アプローチではなく、審判所のアプローチを採っており、提供された証拠だけを重視して事案の追究の是非を決定する。監視団は、HRCSL の任命監督権を大統領に付与する第 18 回憲法改正の可決に伴って、HRCSL に独立性及び透明性が欠けていることに引き続き懸念を示した。移住者の人権に関する特別報告者クレポーは 2014 年 5 月 27 日の声明の中で、「スリランカ人権委員会の独立性強化」、委員会

に対する適切な資源の提供、あらゆる人権問題についての委員会との協議及び、委員会の勧告の実施を政府に要求した。

政府は2010年に、過去の教訓・和解委員会(Lessons Learnt and Reconciliation Commission) (LLRC)を設立した。これは、LTTEとの停戦破棄の調査を任務とする大統領付属組織長である。委員会は2011年にその報告書を大統領に提出し、その後、議会に提出した。政府は2012年11月に、シンハラ人とタミル人に関する報告書の翻訳を政府の公式ウェブページ上に掲載した。

LLRCの報告書では、停戦協定の破棄、内戦終末期の治安部隊の活動、国際人道法、人権、土地、補償及び和解関連の問題に対する政府の行動について、観察結果及び勧告が提示された。この報告書は、民間人の問題及び活動からの治安部隊の段階的撤退、警察部局と軍事問題を扱う政府機関の分離、ジャーナリストの拉致、失踪及び襲撃加害者に対する調査及び説明責任の追究、過去の国内調査委員会の勧告の実施、違法な武装集団の武装解除及び訴追、被拘禁者に面会する機会の向上、情報の権利の確保、正式な三言語政策の導入、土地請求権の回収及び裁定プロセスの非政治家、地方自治体期間への権限移譲及び、強制的又は非自発的失踪を非合法化する法令の制定を要求した。

国内外の監視団の多くは、紛争の最後の数ヶ月間に政府及びLTTEが犯したとされる戦争犯罪容疑に対する説明責任への取り組みが不十分であること及び、政府の不正行為を免責していることを理由に、LLRCの報告書を批判した。かかる監視団によれば、この報告書には、降伏したLTTE戦闘員の殺害疑惑、非交戦地帯の爆歴、病院の組織的爆撃及び、LTTEが民間人を騙して奪った人道支援物資の差止等の、事件に関連した政府の不正行為が何も記載されていなかった。

政府は2012年7月に、LLRC報告書に記載された285項目の勧告のうち120項目を実施するための国家行動計画を公表した。市民団体組織は、調査主体が独立した組織ではなく内部機構に

なっている点及び、基本的問題がまだ設立されていない議会選挙委員会の基本的問題が先送りされている点を理由に、この計画を批判した。2014年を通じて、国際人道法、人権、民主的統治及び報道の自由に関する懸念についての勧告にはほとんど進展はなかった。政府は2013年7月に、LLRCの新しいウェブサイトを立て上げ、このウェブサイトは、委員会の勧告に対する行動計画を通じた進捗状況を追跡していくものだと主張した。2014年末時点で、このウェブサイトは、英語、タミル語及びシンハラ語に翻訳されたが、市民団体の監視団によれば、政府が進捗状況と主張する多くは、不完全且つ虚偽的であり、検証不可能であった。LLRCの勧告が全面実施された比率は25パーセントから99パーセントまでばらつきが見られた。政府は2014年10月に、政府が受け入れた勧告144項目のうち46項目を全面的に実施し、実施率は32になったと述べたが、複数の監視団によれば、完了したとされる主張の多くは検証できなかった。

陸軍司令官 Jagath Jayasuriya は2012年に、内戦の最終段階で発生した民間人死傷者について LLRC が行った観察結果を調査する意図で、5人構成の「事実確認初動調査機関」を任命した。海軍も同様の裁判所を招集して、関連する主張を調査した(第1節 a を参照)。

第6節 差別、社会的虐待及び人身売買

人種、性別、ジェンダー、障害、言語又は社会的地位に基づく差別は法律で禁じられており、政府は実際に、この権利を概ね尊重したが、ジェンダー、宗教及び民族に基づく差別が発生した事例が複数あった。

女性

強姦及び家庭内暴力：強姦及び家庭内暴力は法律で禁じられているが、当局はこの法律を事実上施行しなかった。性的虐待、強姦及び配偶者による虐待は依然として蔓延する社会問題であった。2013年9月の国連調査によれば、結婚しているスリランカ人男性のおよそ10パーセン

トがパートナーに対する性的虐待を容認した。法律は性的虐待及び搾取を具体的に扱っており、平等な立証責任及び厳罰について、拷問事案の規定を記載している。法律では、法律上離婚した配偶者の事案に限り、夫による強姦を犯罪とみなしている。2014年11月の報道によれば、NGO、Women in Needが運営する国内9箇所の危機管理センターには、夫による強姦被害者が一日45人入所する。月にすると、およそ1,350人である。強姦事案の解決に要する時間は、平均6年から12年であった。監視団の考えでは、家庭内暴力は蔓延しているが、この問題が検討されることはあまりない。UNICEFのスリランカに関する年次報告書2013によれば、「女性と子どもに対する虐待及び暴力は次第に増えており、県によって異なる。」

性的虐待問題の一部は法律で対応することが潜在的に可能だが、女性組織の多くは、この犯罪の撲滅を進展させるには、警察及び司法の意識改革が必要だと考えている。2014年4月13日の報道によれば、Tissa Karaliyadde 子どもの発達・女性問題相は、法律は、被害者の同意がある場合には、被害者との結婚により強姦加害者を拘束するべきであり、法定強姦の事案では一性行為が合意である場合には一加害者は被害者が18歳に達した時点で被害者と結婚してもよいと述べた。同氏は、かかる事案は、慣習法上の婚姻における夫婦とほぼ一致するものであり、スリランカの法的枠組みの一環として導入された法制度ではかかる状況は扱わなかったと述べた。

警察の女性及び子どもの虐待防止局(Bureau for the Prevention of Abuse of Women and Children) (BPWC)は、学校及び草の根レベルでの啓発プログラムを継続的に行い、女性の苦情申立てを奨励した。政府は2014年7月に、女性及び子どもの虐待事件への取り組み改善に向けて、北部及び東部県内25箇所にBPWCを新設する意向を発表した。2014年末時点で、国内43箇所にBPWC事務所が設置された。BPWCは政府及び民間組織の男性向け啓発プログラムを行い、旅客輸送職員を対象にした。

2014年9月現在で、警察が記録した女性及び子どもの強姦事件は1,400件を超えたが、被害者の多くは届出を不本意とするため、この数字は、この問題の程度を示す信頼できる指標では

なかった。危機管理センター、法的扶助及びカウンセリング等の強姦及び家庭内暴力被害者を支援するためのサービスは、資金不足により数が不十分であった。政府が設立した家庭内暴力被害者のための避難所が1箇所あった。保健省は複数のNGOと協力して、性的暴行関連の怪我の手当てが必要な者に医療支援を提供するための入院施設を維持した。

2014年3月の終わらない内戦：スリランカで発生した拷問と性的暴力2009-2014は、内戦終結以降に、イギリスに亡命したスリランカ人40人から得た、諜報員及び政府が行った拷問及び性的暴力の被害者であることを示す証拠を提示した(第1節cを参照)。聞き取り調査を行った証人40人のうち、28人が治安部隊から性的暴行を受けたと主張し、12人は性的虐待を目撃したと話した。証人の供述は特に、内戦終結以降にタミル人女性が強姦及び性的虐待を受けた疑惑の証拠になるものだった。被害者の半数以上が2013年から2014年の間に、拷問、強姦及び虐待を受けたと主張した。

虐待の説明は生々しかった。拷問男性被害者の1人によれば、拘禁中に、複数の女性拘禁者を収容する部屋の扉が開いているのを見たという。この証人によれば、「女性の体が床に仰向けに横たわっているのを見た。女性は完全に裸であった。臍にソーダ瓶が押し込まれるのをはっきり見た。女性の腕は足と同じように大きく広げられていた。扉の隙間から他に少女が2人いるのが見えた。少女も他の2人も生死は見分けられなかった。だれも物音を立てていなかった。私が見た少女は動いていなかった。」2014年に公表されたドキュメンタリー及び市民団体の報告書からも、紛争終結以降に発生した、女性及び男性に対する治安部隊の性的暴力に関する多くの証拠が得られた。

潘基文国連事務総長が2014年4月に国連安全保障理事会に提出した、*紛争関連の性的暴力に関する2014年3月13日の国連事務総長の報告書*は、スリランカを紛争及び紛争後の状況で性的暴力が利用された国と評した。スリランカの国連次席代表 Shavendra Silva 少将は、2014年4月25日に、この報告書を否定し、政府は被害者を保護するために「性的暴力に対する断固たる政策を実施し、断固たる措置を講じた」と述べた。

2013年3月のドキュメンタリー映画、「過去がつきまとう (Haunted by Her Yesterdays)」は、元女性戦闘員(匿名)の話と彼女達が紛争後の再統合で遭遇した困難を綴ったものである。問題の女性の1人は、配属地域の治安部隊員から何度も受けた辱めや性的暴行について語った。

紛争後に行われた元戦闘員を含むタミル人女性に対する組織ぐるみの虐待の証拠は山のようにあったが、政府は女性に対する虐待の事実を否定した。政府は、ICCPRの実施に関する人権委員会に向けたOHCHRの報告書に対する2014年9月の回答の中で、「元女性戦闘員が強姦及び暴力を受ける危険が高まっているという主張を断固否定する」と述べた。

女性性器切除/女子割礼 (FGM/C): FGM/Cを禁じる法律はなかった。かかる活動の報告もなかった。

セクシャルハラスメント: セクシャルハラスメントは、5年以下の禁固刑が科される刑事犯罪である。一部の監視団は、セクシャルハラスメントが蔓延していると認識した。家庭内暴力と同様に、この問題の論議はあまり見られなかった。

複数の報告によれば、2014年を通じて、立場の弱い女性が金銭及び他の種類の支援又は補償のために、特に治安部隊員と行う性行為、「生きるための性行為」が蔓延している。ある報告によれば、治安部隊員は北部地域の女性に近づき、定期的に性行為をしてくれたら、生活を補償すると言ったという。女性が拒絶すれば、力づくで強姦されるため、女性は言うことをきいたということである。

生殖に関する権利: 夫婦や個人はたいがい、差別、強要及び暴力を受けることなく、子供の数、間隔及び子供を持つタイミングを決定する権利を有する。2012年の推計では、15歳から49歳の人口のおよそ68パーセントが近代的な避妊薬を使っており、監視団の推計によれば、熟練した助産師が出産に立ち会う比率は、出産の約99パーセントを占める。当局が診断した女性

の性感染症患者は男性と同じ比率であったと思われる。

調査団は2013年9月に、キリノッチ県の県立栄養クリニックの公衆衛生従事者がベラビル (Veravil)、Keranchi 及び Valaipaddu に住む女性に、皮下埋め込み型避妊具 Jadelle を、恐らくは情報に基づく同意なしに投与していたことがわかったと主張した。ザ・ソーシャル・アーキテクト (The Social Architects) (TSA) と称する組織は、IDP が内戦後に住むようになったベラビル村、Keranchi 村、Valaipaddu 村、Umaiyalpuram 村及び Malaiyalapuram 村を訪れた。TSA は、軍に常時見張られながら、15歳から43歳の女性23人、キリノッチ県保健省の職員、現地の保健従事者及びコミュニティ指導者に聞き取り調査を行った。TSA の調査者の結論によれば、公衆衛生従事者は栄養クリニックに通う複数の女性に、虚偽表示の避妊具を投与した。2013年11月に、キリノッチ県に住む26歳の女性が、この避妊具を投与されてから10週間後に死亡しており、その後の検査で、女性が投与時に妊娠2ヵ月であったことが証明された。2014年末時点で、この避妊具の投与及びこの女性の死亡に関する調査は、まだ続いていた。

差別：公共部門における均等な雇用の機会は法の定めるところである。民間部門における女性差別を防ぐ法的保護はなく、女性は同一労働の対価が男性より少ないことがあり、管理職への昇進が困難であった。国勢調査・統計データ局 (Department of Census and Statistics) の2014年第1四半期のデータによれば、女性労働力の参加は35.5パーセントで、教育水準の向上は女性が男性を上回ったにもかかわらず、過去数年を通じて減少傾向にある。女性労働力の需要対象は主に、臨時雇いの低給与で高度な技能を必要としない仕事であった。

女性は民事法及び刑事法の下に平等な権利を有する。家族法に関連する問題—離婚、親権及び相続等—の裁定は、所属する民族又は宗教集団の慣習法によるため、事実上差別される結果になった。政府は2014年10月に、内閣は「最近になって」女性に関する国家行動計画を可決したと主張したが、年末の時点で、施行されていなかった。

子ども

出生登録：子どもはその親から市民権を得る。当局は出生登録を概ね速やかに行い、登録しない場合は、教育等の一部の公共サービスが受けられなかった。

児童虐待：法律の定義では、児童虐待には、子どもに対する性的暴力、子どもの人身売買及び子どもへの残忍な行為のあらゆる行為が含まれる。子どもを搾取労働又は違法活動に利用すること又は義務教育規則に反する方法で利用することも法律で禁じられている。法律の定義では、児童虐待には、子どもを戦争に巻き込むことも含まれる。BPWC は子ども及び女性に対する犯罪を捜査した。子どもに対する性的暴行の罰則は禁固 5 年から 20 年及び不特定の罰金である。アヌラーダプラ (Anuradhapura) 県に新設された高等裁判所では 2014 年 2 月に、PTA のみに関係する事案及び児童虐待が審理されるようになった。

NGO は再三にわたって、子供の搾取問題は法律の制定が不十分であることより法の執行の欠如に起因するとした。2014 年 9 月までに報告された女性の強姦事案 1,400 件のうち、子どもの事案は 1,168 もあった。国家児童保護局 (National Child Protection Authority) (NCPA) によれば、現状は届け出件数より悪かった。

教師、校長及び宗教指導者による子どもの性的暴行が定期的に報告され、当局が政府関係者を疑った子どもの強姦事案が複数あった。2014 年 7 月の報道、*学校にはびこる性犯罪者*によれば、親達は「社会的な不名誉、脅迫、場合によっては経済的理由により」子どもの性的虐待の苦情を提出しなかった。全セイロン教職員組合 (All Ceylon Teachers' Union) のジョゼフ・スタリン (Joseph Stalin) 事務局長によれば、学校は、スキャンダルで「学校の名声が失墜する」可能性を恐れて、性的虐待事件を公表せず、うやむやにしているということである。この報告書では、「学校関係者は多くの場合、子どもを退学させる或いは子どもの「悪い性格」を暴露すると脅すなどして、子ども被害者又は被害者の親を脅迫して正式な苦情申立てを提出させないようにしている可能性がある」とする元 NCPA 局長 Harendra de Silva の発言を取り上げた。教職員及び他の政府関係者に対する苦情申立てはたいてい、調査対象になり、場合に

よっては、異動又は解任という結果になったが、複数の分析によれば、かかる犯罪及び苦情申立て手続きに対する国民の意識が高まったにもかかわらず、事案の大半は依然として届け出られなかった。

早婚及び強制婚： 男性も女性も、最低法定結婚年齢は18歳であるが、女兒は親の同意があれば、16歳で結婚できる。2006-07期の人口保健調査(Demographic Health Survey)によれば、20歳から24歳の女性の11パーセントが結婚している又は18歳より前に結婚したと報告した。子どもの発達・女性問題省は再三にわたって、多くの県で、早婚に起因して起こり得る合併症に関する村落レベルの啓発プログラムを行った。UNICEFは2013年7月の調査、スリランカにおける児童婚に関する新たな懸念及び事例研究(Emerging Concerns and Case Studies on Child Marriage in Sri Lanka)の中で、困窮した紛争被災コミュニティでは特に、早婚の傾向に起因して、とりわけ女兒の人権に対する懸念が深まっていると述べた。

女性性器切除/女性割礼(FGM/C)： FGM/Cを禁じる法律はなかった。かかる活動の報告もなかった。

子どもの性的搾取： 政府は、子どもの性的搾取の加害者を法に照らして処罰するための国際協力の強化を支持した。政府は特定の人権侵害に関する透明性のある記録を持っていなかったが、18歳未満の個人と定義される子どもに対する性的暴力、特に、児童ポルノ、児童買春及び子どもの人身売買は法で禁じられている。ポルノグラフィ及び売春に関連する違反の罰則は、禁固2年から5年である。刑法は子どもの性的搾取及び性的目的の人身売買を扱っており、20年以下の禁固刑を定めている。

NCPAは2011年に、ツーリズムの急速な成長に関連して子どもの性的搾取が増えていると警告したが、NCP当局は2014年を通じて、この問題は当初憂慮していた程度に達していないと述べた。政府の観光警察及びNCPAは、子ども、観光案内及び観光客の目的地近隣の沿岸コミュニティに関する啓発プログラムを島内全域で行った。2014年を通じて、どの地域でも子ども

の売春ツアーに関する報告はほとんどなかった。保護観察・児童養護サービス局(Department of Probation and Child Care Services)は、虐待及び性的搾取の被害者児童に保護を提供し、避難所を提供する国内の複数の NGO と協力した。NCPA は南部の沿岸地域で、売春ツアーの主催者及び被害者を特定するためのおとり捜査を相次いで実施した。NCPA は予防措置として、学校向けの啓発プログラムも相次いで実施した。

故郷を追われた子ども： IDP 福祉施設や強制収容施設に収容される子どもは、これらの地域の大人の IDP 及び帰還者と同じ困難な状況に晒された。学校施設の多くは劣悪な状況で基本的物資が不足していた。この地域の医療は限られていたが、2014 年を通じて、相次ぐ改善が見られた。

移民の人権に関する特別報告者クレポーは 2014 年 5 月 27 日の声明の中で、子どものいる家族を含む、不法入国者の強制的な行政拘禁に対する政府の政策を遺憾だと述べた。同氏によれば、ミリハーナ(Mirihana)にある出入国局(Department of Immigration and Emigration)の拘禁施設を視察訪問した際に面会した 5 人の子どもは、教育を受ける機会を与えられないまま、家族と一緒にそこに 2 年間収容されており、これは、子どもの権利に関する条約規定の違反になると述べた。

国際的な児童の奪取： スリランカは、1980 年国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約(1980 Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)の締結国である。スリランカ固有の情報については、以下の米国務省報告を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/english/country/pakistan.html

反ユダヤ政策

ユダヤ人人口は極めて少数だが、国内には反ユダヤ感情が存在した。2014 年を通じて、反ユダヤ感情が公然と示されることはなかった。

人身売買

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/にて国務省の人身売買に関する報告書を参照のこと。

障害者

雇用、教育、海外渡航及び他の公共交通機関及び保健医療を受ける機会における、身体障害者、感覚障害者、知的障害者又は精神障害者の差別は法律で禁じられているが、実際には、雇用、教育、及び、公共交通機関等の公共サービスの提供における差別が相次いで発生した。当局は障害児の普通学校入学概ね許可したが、障害者に対する社会的な不名誉を理由に、障害児の親の多くは子どもを学校に通わせないことを選んだ。アクセシビリティに関する規則はあったが、障害者が建物及び公共交通機関の利用するための便宜はほとんどなかった。政府は障害者の民事問題への参加を支持した。

障害者は否定的態度及び社会差別により複数の困難に遭遇した。一部の農村地域では、住民の多くが身体障害及び精神障害に感染すると信じしており、これによって、障害者はこれまでずっと隔離されてきた。家からほとんど又は全くでない者もいた。

独立した支援組織によれば、政府は、特に北部地域での支援プロジェクトの実施を制限しており、この地域の障害者に影響を与えた。主流の開発イニシアティブにおける障害者の包摂及び、障害者の権利と一般的人権間の連携も不十分だと報告した。

国籍／人種／少数民族

スリランカ及びインドを出自とするタミル人は、大学教育、公務就労の機会及び政府が管理する他の問題において、長い間、組織的差別を受けてきたと主張した。タミル人によれば、政府

は、どこか1つの領域で多数派の地位を築くことを求めるタミル語族の主張を減殺する意図で、北部及び東部地域の人口統計の現実を変える努力を進めつつある。2014年を通じて、政府が資金を投じて北部地域、特に、バブニヤ県内にシンハラ人コミュニティの集落を設立した証拠が次々と出て来た。政府関係者によれば、バブニヤ県の集落は、紛争時にこの地域を脱出したシンハラ人家族の再定住地だということだったが、この主張は検証できなかった。国内各地、特に北部及び東部地域のタミル人によれば、治安部隊及び準軍事組織は頻繁に、タミル人の若者や熟年層に嫌がらせをした。

先住民

一部の推計では、ヴェッダ人(Vedda)と呼ばれるスリランカの先住民は数が1,000人を切っている。ある者は伝統的な生活様式を好み、名目上は法律によって保護されている。政治、経済生活への参加には法的な制限はないが、法律文書のないことが多くにとって問題であった。ヴェッダ人コミュニティの中には森林保護区の設立により自分達の土地から外に押しやられ、伝統的な生計手段を奪われつつあると不平を言うものもある。

性的指向と性同一性に基づいた社会的虐待、差別、及び暴力行為

同性間の性行為は10年以下の禁固刑で処罰される。性的指向又はジェンダーアイデンティティに基づく差別を防ぐための法的防護策はなかった。当局はこの刑事規定をほとんど執行しなかった。人権擁護組織の報告によれば、ここ数年を通じて、LGBTコミュニティの人々を率先して逮捕及び訴追する傾向は見られなかったが、LGBTの人々に対する警察の嫌がらせ及び金銭又は性的接待の強要は複数発生し、刑事責任は問われなかった。警察は、コロンボ及び他の地域でゲイ及びレズビアンに暴行を加えた。LGBTの人々に対する犯罪及び嫌がらせは問題であったが、かかる時間はたいてい報告されなかった。LGBTの人々に対する社会的不名誉は依然として問題であった。複数の報告によれば、ジェンダー再指定手術(性転換手術)を受けた個人が正式書類を修正して、性別の変更を反映するのは困難であった。LGBTの権利向上に向け

て活動するある市民団体によれば、治安部隊及び諜報機関から嚴重な監視を受けた。

女性の支援グループ(Women's Support Group)は2014年3月の報告書「スリランカ：(*Sri Lanka: Not Gonna Take it Lying Down*)」の中で、2010年から2012年にかけて聞き取り調査を行った33人のLGBTのうち13人が政府機関から何らかの暴力を受けたことを認めた。被面接者によれば、警察はたいてい、1842年の不審者条例等の現行法を使って、「挙動不審」とみなした個人を拘束し、たいていは、勾留扱いになり、身体的及び性的虐待を受けることもあった。警察及び反ゲイ集団は、「重大な猥褻行為」及び「身分詐称による不正行為」等の刑法条項を使って、LGBTの人々に「性倒錯者及び犯罪者」の汚名を着せることもあった。LGBTコミュニティには、警察官は、概して、男性同性愛者、両性愛者又は性同一性障害者とみなす個人を脅迫したり暴力を振るったりするという認識もあった。報告書は最後に、身体的暴力は公共の場でも私的な場でも発生しており、依然として、届け出られる事件は少なく、証拠書類も不十分であり、ことはなく、LGBT身体的暴力を受けたことがあるLGBTの人々は、「賠償責任や救済を求めることはほとんどなく、場合によってはカウンセリングも受けない」。調査報告では、LGBTコミュニティの人々が、自分達には「救済を受ける機会がない」と感じている点が強調された。

国際ゲイ・レズビアン人権委員会(International Gay and Lesbian Human Rights Commission)は2014年9月に、OHCHRの人権委員会が行ったスリランカにおけるICCPRの適用及び実施の審査の一環として、国内のLGBTコミュニティに突き付けられている状況に関する「影の報告」を公表した。この報告書は、以前取り上げられた女性の支援グループの聞き取り調査に基づく。政府は2014年9月3日に、国内のLGBTコミュニティの権利保護に取り組んだ書面による回答を人権委員会に提出し、憲法は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティに基づく非難及び差別から全ての個人を保護する」と述べた。人権委員会はこの問題を追究し、性的指向及びジェンダーアイデンティティに基づく明示的保護措置を導入する意図で、憲法改正に向けて行った内容を明確にするよう政府に要請した。検察局の法務次官 Bimba Jayasinghe Thilakeratne はこれを受けて、憲法は「性的指向及びジェンダーアイデンティティ

ィに対する平等を保障している」とした上で、「性的指向及びジェンダーアイデンティティに基づいて差別する法律は違憲である」と述べた。

HIV／エイズの社会的不名誉

HIV 防止サービスを提供する者、HIV/エイズを広げそうな高リスクのグループにたいする公式の差別はなかった。もっとも、複数の報告によれば、これらのグループに対する社会的差別はあった。

その他の社会的暴力又は差別

イスラム教徒、ヒンドゥー教徒、エホバの証人、福音主義キリスト教徒及びカトリック教徒等の少数宗派に対する過激派仏教徒集団の攻撃の発生数は、2014 年を通じて著しく増加した。多くは政府上層部と関連性があった(第 1 節 c を参照)。この攻撃には、教会又はモスク敷地内への手榴弾攻撃や放火未遂の他、身体的暴行もあった。

第 7 節 労働者の権利

a. 団結権及び団体交渉権

軍職員、警察官司法当局者及び看守を除き、組合を結成する労働者の権利及び自身が選んだ組合に加入する労働者の権利は法の定めるところである。必要不可欠でないサービス業の労働者は公務員組合の労働者を除き、法的団体交渉権を有する。労働省は団体交渉を全て登録しなければならない。

大統領は、国の治安、コミュニティの生活又は、公共安寧法(Public Security Ordinance) の緊急事態令(Emergency Regulations)に基づく公共秩序の保持に「不可欠な」部門を宣言する

幅広い裁量を持つ。政府は2011年に、緊急事態令を撤廃した。政府は、2014年を通じて、不可欠な部門又はサービスを宣言しなかった。法律は不可欠でない部門における罷業者に対する懲罰を禁止している。いずれかの7名の労働者は組合を結成し、憲章を採択し、指導者を選出し、彼等の見解を公表することが出来るが、雇用主が組合との交渉を法で義務付けられるには、組合は、特定企業の労働者の40パーセントで代表されなければならない。公共部門の組合が連合を結成すること又は政府の複数部門又は部局の労働者を代表することは法律で禁じられている。組合が3年間続けて年次報告書を提出しない場合は、労働省は組合の登録を無効にすることができる。

反労組差別は法律で禁じられている。他人の家庭で雇用される家事労働者又はインフォーマル部門の労働者は労働法の対象ではない。

組合が干渉を受けずに活動を行うことは法の許すところであるが、政府はこの法律を一貫して施行せず、罷業者に差止め命令を出すことがあった。2014年を通じて、政府は直接差止め命令を要求することはなく、鉄道ストライキに反対する通勤者及び医療従事者のストライキに反対する患者等の影響を受ける当事者が差止め命令を要求した。労働組合の主張によれば、嘆願者は政府の反組合的差別に関する違反は、10,000ルピー(\$769)の罰金を科せられる可能性がある。反組合的差別で有罪と判決された使用者は、法により組合活動を理由に解雇された労働者を職場復帰させなければならないが、違った職場に配属することは出来る。この罰則は概して、違反を抑止するには不十分だった。検査及び是正措置の資源は不十分だった。反組合的な差別等の不当な労働慣行事案を追究する法的立場を有するのは労働省だけである。2014年を通じて、労働省は、組合の登録プロセス改善に向けて努力したが、管理運営上の遅れが相次いで発生した。政府は結社の自由を強化するために、国内3大輸出加工区に労働組合推進施設を設立した。

労働省が1999年からこれまでに、労使紛争法(Industrial Disputes Act)に基づく不正な労働慣行について、企業を訴えた訴訟事案はわずか9件であった。うち1件は、証拠不十分で裁判

所に棄却され、3件は終結し、他の4件は2014年末時点で、まだ係争中であつた。裁判所は2014年を通じて、新規の事案を取り上げなかった。一部の組合は、労働者の権利侵害容疑に対する政府の不作为は日常的だとして、原告適格を相次いで強く求めたのに対し、小規模の組合は提訴費用に言及して原告適格を望まなかった。労働者は、賃金委員会法(Wages Board Act)又は被雇用者退職積立金法(Employees Provident Fund Act)等の他の様々な労働法に基づいて、労働法違反をいくつか提訴し、複数の雇用主の調査が行われる結果をもたらした。司法手続きは長期間にわたって遅滞した。労使紛争法は公共部門には適用されず、公共部門の組合に対する正規の労使解決機構はなかった。

結社の自由及び団体交渉権は、常にではないが、概ね尊重された。大手民間企業では、組合が労働者を代表するが、小農及び小企業は組合に所属していなかった。民営工場及び輸出加工区の労働者は、組織化が困難であつた。政府及び民間人等の雇用主は、ストライキを阻止するために裁判所に介入を求めることがあつた。組合活動家及び幹部は依然として、嫌がらせ、脅迫及び他の報復措置の対象になった。雇用主は組合員を恣意的に異動したり不当に解雇したりした。

公共部門の従業員の大半は組合に所属していた。2014年を通じて、諸官庁及び公立病院に所属する労働者及び鉄道労働者や空港職員は、公共部門の労働者は、何度かストライキを執行した。一部の公共部門の組合は政治的に独立していたが、多くの大規模組合は政党に帰属し、政治プロセスに重要な役割を果たしていた。

組合の主張によれば、雇用主はたいがい、組合の認定を無制限に遅らせて団体交渉を回避し、組合化の支持を減退させ、組合活動家を特定して止めさせ、場合によっては、暴行を働いたり脅迫したりした。このような憂慮に対応するために、労働省は2011年に、反対がない場合は登録申請から30日以内、反対がある場合は45日以内に組合認定選挙を行うことを労働検査官に義務付ける回状を交付した。検査官は2012-13期にかかる選挙を3回実施した。2014年に行われた選挙の数に関する情報は入手できなかった。

b. 強制労働の禁止

法律は、あらゆる形態の強制労働を禁止しているが、罰則は違反を抑止するには不十分であった。政府は概ねこの法律を施行したが、資源、検査及び是正努力は不十分だった。労働省の検査は家事労働者に及ばなかった。出稼ぎ労働者を不正に募集採用した人材斡旋機関を政府が突発的に訴追したことが相次いで報告され、政府は月次会議を通じた省庁間連携の強化に向けたこれまでの努力を維持したようであった。複数の報告によれば、雇用主は、乾燥地帯の農場、プランテーション及び、程度は低い花火製造や干物産業で子どもを奴隷労働及び強制労働の対象にした。この場合は、親が借金を負い、その後借金の返済のために子どもを引き渡すことが多かった(第7節cを参照)。

住み込み家事労働者として働く14歳から18歳の子ども及び女性は、強制労働の対象になりやすかった。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/にて国務省の人身売買に関する報告書も参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

雇用の最少年齢は、法が、限られた家族農業労働における又は技術訓練に従事するための両親又は保護者によるより若い児童の雇用を認めてはいるが、14歳である。18歳未満の個人に対する有害な職務は法律で禁じられている。法律は、労働時間を14歳及び15歳の子どもの労働時間を一日9時間、16歳及び17歳の子どもの労働時間を一日10時間に制限している。労働省は2016年までに最悪の形態の児童労働を撤廃する計画の実施に向けて、引き続き進歩を示した。例えば、特定の州で、州労働省のための意識向上プログラムを再三にわたって実施し、ラタナプラ県(Ratnapura)、ケーガッラ県(Kegalle)及びアンパーラ県(Amparai)で「児童労働禁止地区」を宣言した。労働省は、この計画の全面的実施に向けた資金不足に相次いで言及し

た。

NCPA は児童の保護に関する行動を調整し、監視するための中央機関であり、あらゆる形態の児童虐待に関する法律の施行を特に義務付けられている。労働省は児童労働及び有害な児童労働に関する法律の施行を特に義務付けられている。保護観察・児童養護サービス局及び警察は、児童労働法の施行に責任を負う。政府はどの法律も事実上施行しなかった。政府の資源、検査及び是正努力は不十分で、刑罰は十分な違反抑止力がなかった。労働省は2013年に、児童労働状況の検査を国内232箇所で行い、5箇所で違反を確認した。労働省は2014年1月から11月までに国内133箇所で行い、9箇所を確認した。

児童労働の雇用規模が最大の部門は、合法的雇用及び違法雇用の両方において農業であり、18歳未満の子どもは収穫時には、プランテーション部門及び非プランテーション農業に雇われる。子どもは農業だけでなく、露天商や家事手伝いとして、また鉱業、建設業、製造業、運輸業及び漁業にも雇用された。紛争で強制避難した子どもは特に、有害な労働の労働力になりやすかった。

都市部の世帯の家事労働に雇われる14歳から18歳の子どもは数千人に上る。伝えられるところによれば、雇用主は家事労働者の子どもに身体的、性的及び精神的虐待を働いた。また複数の監視団は、農村の子どもは債務奴隷的拘束で都会の所帯で家事召使いとして雇われていると報告した。児童労働は、家族農場、手工芸店、小さい商売施設、レストラン、修理店のような家族企業でも行われていた。犯罪者は沿岸地域で、売春ツアーの一環として児童買春を斡旋した(第6節、子どもを参照)。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/にて、労働省の児童労働の最悪形態に関する研究結果を参照のこと。

d. 雇用又は職業に関する差別

人種、宗教、言語、カースト、性別、政治的意見、出生地又はかかる根拠のいずれか1つに関する差別を禁じる憲法規定がある。この規定は基本的権利とみなされており且つ、最高裁判所の裁判に付せられるべきであるが、かかる条件は、女性、子ども又は障害者の地位向上に向けた特別な規定を法の下に設けることを妨げるものにはならない。刑法も職場でのセクシャルハラスメントの保護を定めており、男性従業員にも女性従業員にも平等に適用される。障害者保護法 (Protection of Disabled Persons Law) は、障害を持つ労働者の保護を扱っている。賃金委員会は男性及び女性労働者の最低賃金を平等に設けている。事務職区分の賃金は、概ね性別に関係なく仕事に対し設定されている。有給休暇及び休日に関する法規定は、1つ又は2つの重要度の低い例外を除き、男女平等に適用される。公務就労には、合理的な期間内での言語の習熟が求められる。政府はこの法規則をほぼ施行したが、雇用でも職場でも上記のカテゴリーに基づく差別が発生した。一部の機関は、男性又は女性の募集採用に必要な特殊な職種を今後定期的に規定する意向である。

仕事を失うような HIV/エイズ保有者を根拠とする差別の報告が複数あった。HIV/エイズに対する国内政策は2つあるが、HIV/罹患者の職場での保護に関する法律はなかった。民間企業複数社は共同で、スリランカ HIV/エイズ・エイズ企業連合 (LBCH) を設立した。LBCH 加入者間の職場政策には、HIV/エイズ罹患者に対する差別禁止などがあった。

複数の主張によれば、一部の職場は、産休を要求する可能性がある出産適齢期の女性を採用しないということであったが、この主張を証明するのは難しかった。

e. 受入れ可能な労働条件

国レベルの最小賃金は存在しないが、労働省が設置した 43 の賃金委員会は、組合及び雇用主と協議した上で部門及び産業別に最低賃金と労働条件を設定した。賃金委員会が扱う民間部門の最低月額賃金は、8,625 ルピー (\$66) と特別手当 1,000 ルピー (\$8) の合計 9,625 ルピー (\$74)

であった。公共部門の最低賃金は 21,876 ルピー(\$168)であった。インフォーマル部門労働者等の賃金委員会が扱わない部門の労働者は、最低賃金法の対象にならなかった。2014 年 11 月時点で政府が推計した貧困層所得は、一人当たり月額 3,838 ルピー(\$29.50)であったが、一部のアナリストは、この推計の有効性に疑問を示した。法律は対等の仕事に対する対等な賃金を義務付けていない。

法律は殆どの常勤労働者が定期的に 1 週に 45 時間 (5 日半の労働週) をこえて労働することを禁止している。法律は、1 日当たり 1 時間の休憩を定めている。規則は最大の時間外労働時間を 1 週 15 時間に制限している。時間外労働の対価は、基本賃金の 1.5 倍であり、日曜日又は休日のいずれかに行った労働は有償である。基本的労働時間を制限する規定は、公的機関の管理職及び役員には適用されない。法律は年間有給休暇を定めている。

政府は職業安全衛生基準を設定しているが、衛生及び安全規則は国際水準を満たしていない。労働者は危険な状態から離れる法的権利を有するが、多くの労働者はその様な権利を知らないか、または無関心であり、就労から身を移すと失職すると恐れている。

当局はどの部門でも、最低賃金、労働時間及び職業安全衛生基準を事実上実施しなかった。資源、検査及び是正努力は不十分だった。港湾、空港及び道路建設等のインフラ開発プロジェクト建設を含め、急速な成長を示す部門の職業安全衛生の改善が必要であった。建設業界では特に、雇用主が正規の労働に、労働者の安全防護策が比較的少ない契約雇用を利用する傾向が定着しつつあった。

労働省の検査官は、雇用主が従業員に対する支払いを完済しているかどうか及び、法が義務付ける年金基金への拠出を行っているかどうかを調査したが、組合はこの検査の有効性に疑問を示した。2013 年 12 月時点での、労働省の労働検査官は 618 人であった。工場に対する検査実施件数は、2013 年に若干減少したのに対し、検査官の数は増加した。賃金及び年金拠出金の未払いに対する罰則は軽く、初犯の場合は 100 ルピー(\$0.76)から 250 ルピー(\$1.92)の罰金で、

3度目の再犯の場合は、500 ルピー(\$3.84)から1,000 ルピー(\$7.69)の罰金及び／又は6ヵ月の収監であった。有罪判決確定後に犯罪が続いた場合は、法により一日当たり50 ルピー(\$0.38)の罰金を科せられる。この罰金は違反を抑止するには不十分であった。労働検査官は、相当な数を占めるインフォーマル労働者については、賃金も労働条件も監視せず、プログラムや社会的保護を提供しなかった。

インフォーマル部門に関する信頼できるデータソースはなく、労災又は職場での事故を追跡した政府機関もなかった。